

(案)

第5期江別市地域福祉計画

令和7（2025）年3月
北海道江別市

はじめに

市長挨拶

令和7(2025)年3月

江別市長 後藤 好人

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付けと関連計画	2
3 計画の期間	3
4 計画策定の方法	3
(1) 江別市社会福祉審議会での審議	3
(2) 市民アンケート調査の実施	4
(3) 市民意見の募集（パブリックコメント）の実施	4
(4) 庁内関係部局・江別市社会福祉協議会との連携	4
5 国の方向性	5
第2章 地域を取り巻く現状と課題	6
1 人口及び世帯などの状況	6
(1) 市の状況	6
(2) 地区別の状況	9
(3) 社会的支援が必要な方の状況	12
(4) 犯罪の状況	14
2 地域活動の現状	15
(1) 自治会	15
(2) 民生委員・児童委員	15
(3) ボランティア団体など	16
(4) 各種相談窓口	17
3 地域福祉を支える基盤整備の状況	19
4 第4期地域福祉計画の評価	20
5 市民アンケート調査結果概要	24
(1) 社会的支援が必要な方の状況	24
(2) 近所付き合いについて	26
(3) 地域活動やボランティアについて	30
6 地域福祉の推進に係る課題	34
第3章 計画の基本的な考え方	36
1 基本理念	36
2 基本目標・基本施策	36
3 計画の体系	38

第4章 施策の展開.....	39
基本目標1 だれもが相談しやすい仕組みづくり	39
基本目標2 お互いのくらしを支えあう地域づくり	44
基本目標3 地域福祉を推進する環境づくり	50
第5章 計画の推進に向けて	55
1 市民・事業者・社会福祉協議会・行政の役割	55
(1) 市民の役割.....	55
(2) 事業者の役割.....	55
(3) 社会福祉協議会の役割.....	55
(4) 行政の役割.....	56
2 計画の検証	56
(1) 計画の進行管理.....	56
(2) 計画の評価.....	56
第二期江別市成年後見制度利用促進基本計画	57
資料 編	
資料1 江別市地域福祉計画策定経過	62
資料2 市民アンケート調査概要	67
資料3 社会福祉法（抜粋）	69
資料4 成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）	70
資料5 再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）	71
資料6 江別市地域福祉計画（案）に関する市民意見	72
資料7 用語解説	76

本文中の※印が記載されている用語は、用語解説を参照

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

地域福祉計画とは、高齢者、児童、障がい者などの分野ごとの「縦割り」ではなく、市民や地域団体・事業者・行政などが、それぞれの役割のなかで、互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「互助・共助」「公助」を重層的に組み合わせ、地域のさまざまな生活課題について解決する「地域ぐるみの福祉」を推進するための計画です。

高齢者福祉や障がい者福祉、子育て支援など、それぞれの法律や制度の必要なサービスを提供するための計画ではなく、地域に関わるすべての方や団体などが協働しながら、「地域で支援が必要な方をどのように把握するのか」「どのように適切なサービス提供や支援を行っていくのか」といった、各福祉分野に共通する課題の解決に向けた、基本的な目標や考え方を示すものとなっています。

近年、少子高齢化・人口減少社会の進行、ライフスタイルの多様化や核家族化を背景に、地域のつながりの希薄化がみられ、家庭や地域の支えあいの基盤の弱まりが顕在化しています。8050 問題^{※25} やダブルケア^{※20}、ヤングケアラー^{※32}といった制度のはざまで支援が届かないケースや、個人・世帯単位で複数の課題が重なるケースなど、これまでの分野別の対応では解決することが難しい問題がみられるようになりました。

また、コロナ禍によって社会参加の機会の減少や経済的な困窮の問題等が深刻化し、これまで福祉サービスを利用したことがない方々の課題も顕在化しました。

あらゆる世代の人々が、さまざまな困難に直面し、孤独・孤立に陥りやすい状況であるなか、地域福祉の充実と推進は、今まで以上に重要となってきています。

令和3年4月の社会福祉法の改正では、地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指すものであると明確化されるとともに、市町村における包括的な支援体制構築のための一手法として、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

また、成年後見制度^{※19}の利用の促進に関する法律において、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度の利用を促進するための機関の設置やその他必要な措置を講ずるよう努めるものとされています。さらに、誰一人取り残さない社会の実現に向けて、罪を犯した人が再び罪を犯すことなく地域で安定した生活を送るために、国や地方公共団体が必要な支援を実施する必要があるとされています。

これらの状況を踏まえ、令和6年度をもって「第4期江別市地域福祉計画」の計画期間が終了することから、第4期計画を承継しつつ、法改正に留意しながら「江別市成年後見制度利用促進基本計画」及び「再犯防止推進計画」を包含した「第5期江別市地域福祉計画」を策定します。

2 計画の位置付けと関連計画

本計画は、市の最上位計画である「えべつ未来づくりビジョン（第7次江別市総合計画）」との整合性を図りつつ、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づく市町村地域福祉計画として策定したものです。

高齢者、障がいのある方、子どもや子育て中の方などに対する、各福祉分野における具体的な施策については、分野別の個別計画に基づき展開されます。

そのため、本計画では、福祉に関する分野別計画を含みながら、それらの計画に係る地域福祉の視点や理念・方針・推進の方向性などを明示し、地域における展開を総括する役割を持ち合わせています。

えべつ未来づくりビジョン（第7次江別市総合計画）（R6～R15）

自治基本条例に基づき、総合的・計画的なまちづくりを行うための市の最上位計画です。

まちづくりの基本理念として、「いつまでも元気なまち」「みんなで支え合うまち」「子どもの笑顔があふれるまち」「自然とともに生きるまち」「新しい時代に挑戦するまち」の5つの柱を掲げています。

市民、自治会※9、市民活動団体、企業、大学、行政など多様な主体やさまざまな世代が、互いに尊重しながら協力して地域課題に取り組むことで、将来都市像『幸せが未来へつなぐまち えべつ』の実現を目指します。

まちづくりの基本理念

- いつまでも元気なまち
- みんなで支え合う安心なまち
- 子どもの笑顔があふれるまち
- 自然とともに生きるまち
- 新しい時代に挑戦するまち

江別市地域福祉計画（R7～R15）

(仮)
江別市社会福祉協議会
地域福祉実践計画

江別市高齢者総合計画（R6～R8）

[根拠法]
老人福祉法
(第20条の8)
介護保険法
(第117条)

障がい者支援・えべつ21プラン (障がい者福祉計画(R3～R8)、障がい福祉計画・障がい児福祉計画(R6～R8))

[根拠法]
障害者基本法
(第11条)
障害者の日常生活・社会生活を総合的に支援するための法律(第88条)
児童福祉法
(第33条の20)

江別市子ども・子育て支援事業計画（R7～R11）

[根拠法]
子ども・子育て支援法(第61条)

えべつ市民健康づくりプラン21（R6～R17）

[根拠法]
健康増進法
(第8条)

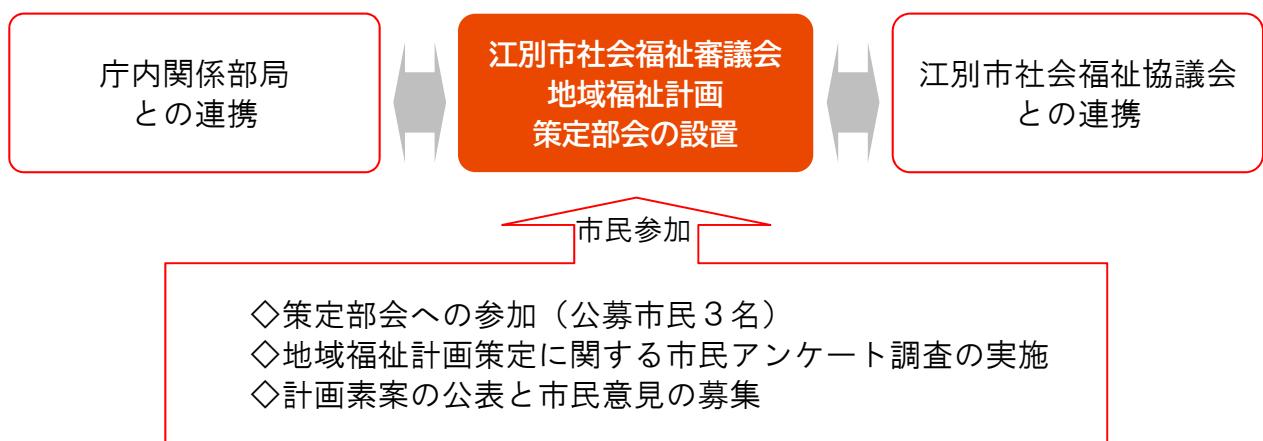
3 計画の期間

本計画は、令和7年度を初年度とし、第7次江別市総合計画に終期をあわせた令和15年度までの9年間を一期として策定したものです。

	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	令和12 年度	令和13 年度	令和14 年度	令和15 年度
第4期江別市 地域福祉計画	↑ 計画期間 R2～R6									
第5期江別市 地域福祉計画	→ 見直し									→

4 計画策定の方法

本計画は、江別市社会福祉審議会地域福祉計画策定部会（以下、「策定部会」という。）を中心に、市民アンケート調査や計画素案に対する市民意見の募集（パブリックコメント※26）などを踏まえて策定しました。



（1）江別市社会福祉審議会での審議

福祉関係団体、学識経験者、公募によって選出された市民で構成され、市の社会福祉に関する内容について審議を行う江別市社会福祉審議会内に策定部会（公募市民3名を含む12名で構成）を設置して策定を進め、本計画に関する審議を審議会全体で行いました。

（2）市民アンケート調査の実施

本計画策定の基礎資料として、地域福祉のあり方に関する意見を反映させるため、市民を対象としたアンケート調査を実施しました。

（3）市民意見の募集（パブリックコメント）の実施

本計画は、今後9年間の江別市の福祉に関する基本的な考え方を示すものとなるため、市民参加条例に基づき、計画の内容を広く市民に公表し、市民から意見や情報を求めました。市民から提出された意見などを考慮し、必要に応じて計画へ反映させるため、市民意見の募集を実施しました。

（4）庁内関係部局・江別市社会福祉協議会との連携

庁内関係部局との連携を図り、関連する施策の実績評価、計画の内容などについて、横断的に意見調整を行いながら計画に反映しました。

また、社会福祉審議会及び策定部会に江別市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会^{※10}」という。）の職員が参画し、社会福祉協議会が策定する地域福祉実践計画と整合性がある計画となるよう留意しました。

5 国の方向性

多様化する地域生活の問題解決にあたり、さまざまな法改正が行われ、福祉に関する法令改正や支援制度が大きく変わっています。（「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 29 号）、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 104 号）の施行、「こども大綱」の閣議決定など）

また、「地域共生社会」の実現に向け、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、令和 3 年 4 月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 52 号）が施行され、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症^{※23}施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材の確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずることとされました。

市町村に対しては、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築が求められており、新たに「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

【社会福祉法の改正】 「市町村地域福祉計画」に盛り込むべき事項

- 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

【主な国の動き】

平成 28 年度	成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行（法律第 29 号）
	ニッポン一億総活躍プラン「地域共生社会」の実現の閣議決定
	再犯の防止等の推進に関する法律（法律第 104 号）
平成 29 年度	「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定
	地域包括ケアシステム ^{※21} の強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の成立（法律第 52 号）
平成 30 年度	「改正社会福祉法」の施行（平成 30 年 4 月）
令和元年度	「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」設置
令和 2 年度	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の成立（法律第 52 号）
令和 3 年度	「改正社会福祉法」の施行（令和 3 年 4 月）

第2章 地域を取り巻く現状と課題

1 人口及び世帯などの状況

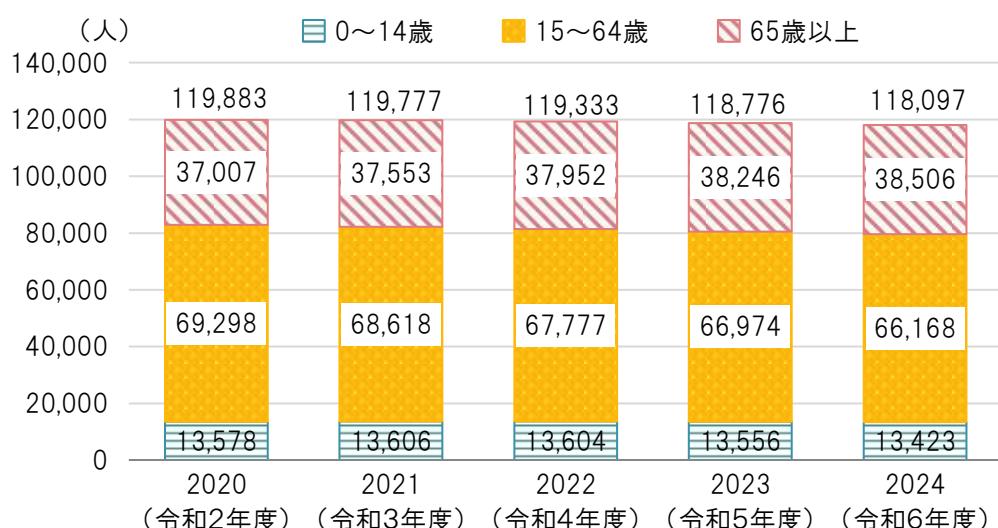
(1) 市の状況

① 人口

人口は令和2年度以降、減少傾向にあります。

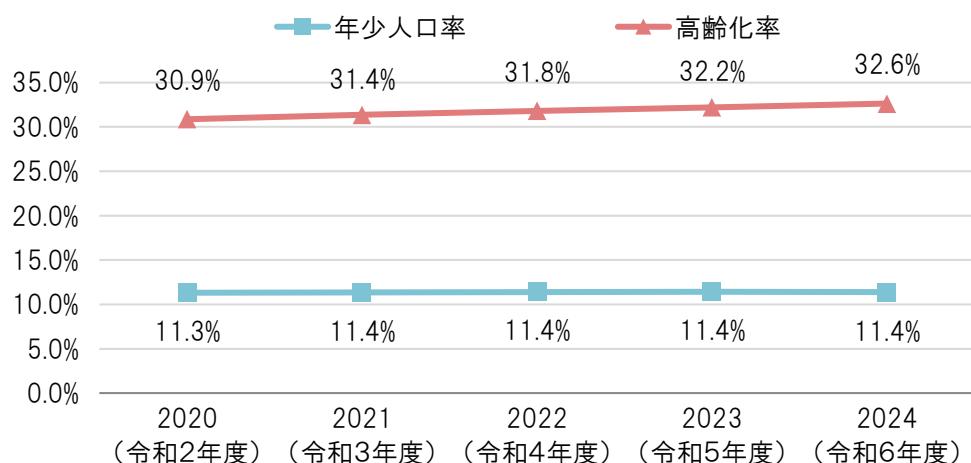
年齢3区分別にみると、0～14歳（年少人口）は令和3年度まで増加傾向にありましたが、令和4年度以降は減少傾向にあります。15～64歳（生産年齢人口）は減少傾向、65歳以上（高齢者人口）は増加傾向（高齢化率^{※8}は令和6年度に32.6%）となり、少子・高齢化が続いている状況にあります。

図表1 人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日）

図表2 年少人口率^{※24}・高齢化率^{※5}の推移



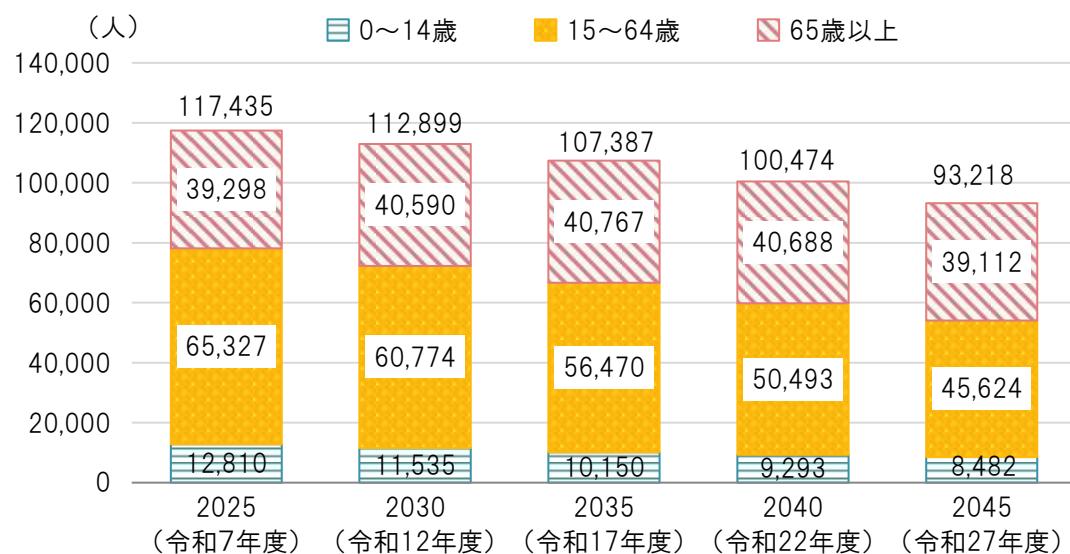
資料：住民基本台帳（各年10月1日）

② 将来人口

将来人口は減少傾向にあり、令和27年度には93,218人と、令和7年度人口の8割を切る見込みとなっています。

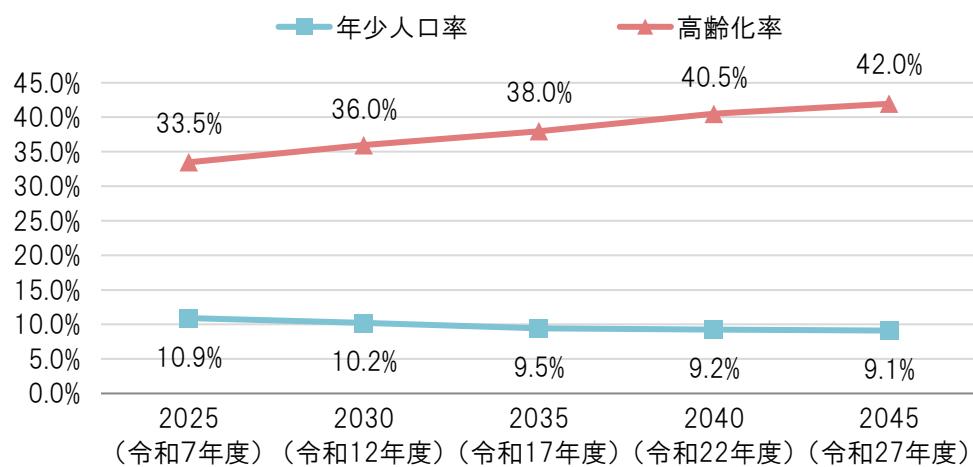
高齢化率及び年少人口率は、令和27年度にそれぞれ42.0%、9.1%となる見込みで、少子高齢化がより一層進んでいくことが見込まれます。

図表3 将来人口の推移



資料：将来人口推計（令和4年5月江別市策定）

図表4 年少人口率・高齢化率の推移



資料：将来人口推計（令和4年5月江別市策定）

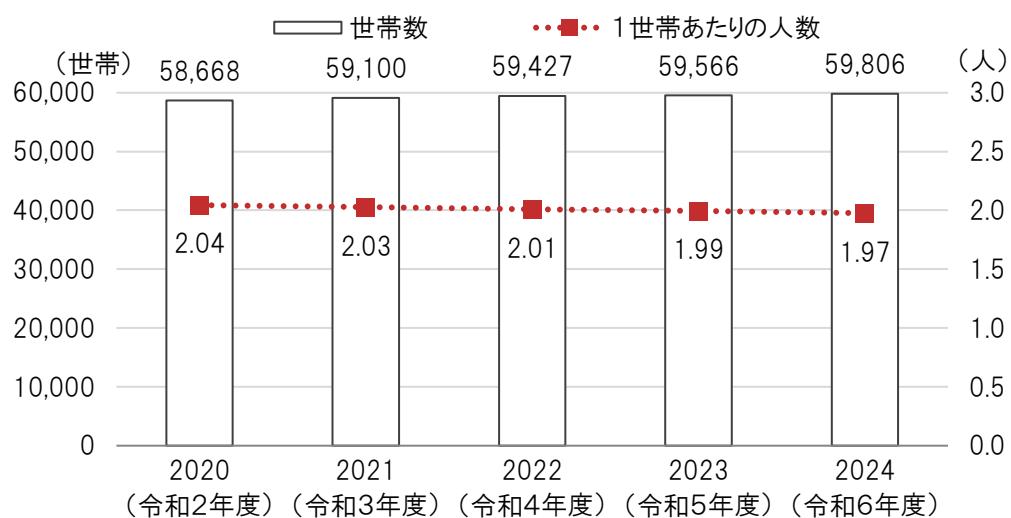
③ 世帯数

令和2年度以降の総世帯数は増加傾向にあり、令和6年度には59,806世帯となっています。

総人口は減少、総世帯数は増加していることから、1世帯あたりの人数は減少しており、令和6年度には1世帯あたり1.97人となっています。

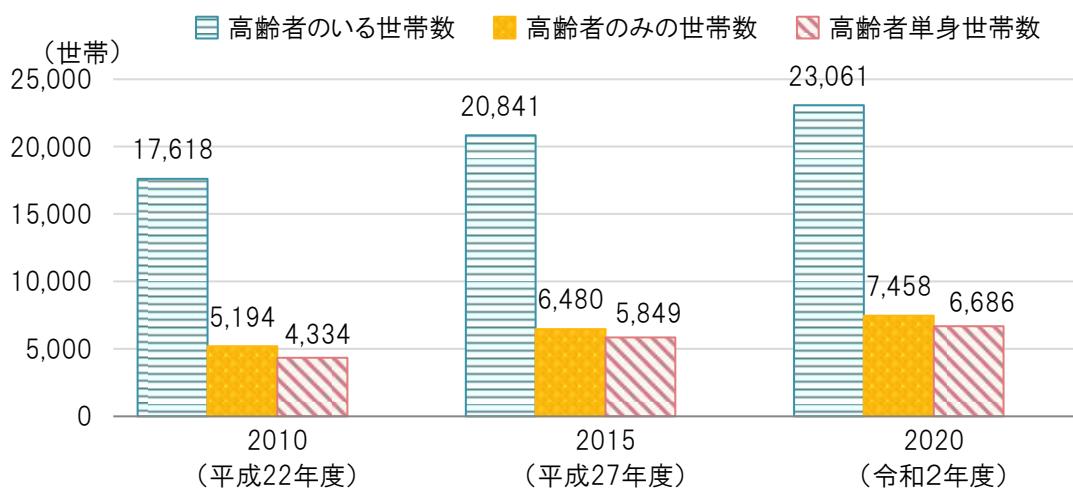
また、65歳以上の高齢者のいる世帯数は増加しており、令和2年度には高齢者のいる世帯数（2人以上の世帯のうち、65歳以上の高齢者が1人以上いる世帯）は23,061世帯、高齢者のみの世帯数（いずれも65歳以上の夫婦）は7,458世帯、高齢者単身世帯数（65歳以上の単独世帯）は6,686世帯となっています。

図表5 世帯数・1世帯あたり人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日）

図表6 65歳以上の高齢者のいる世帯数の推移



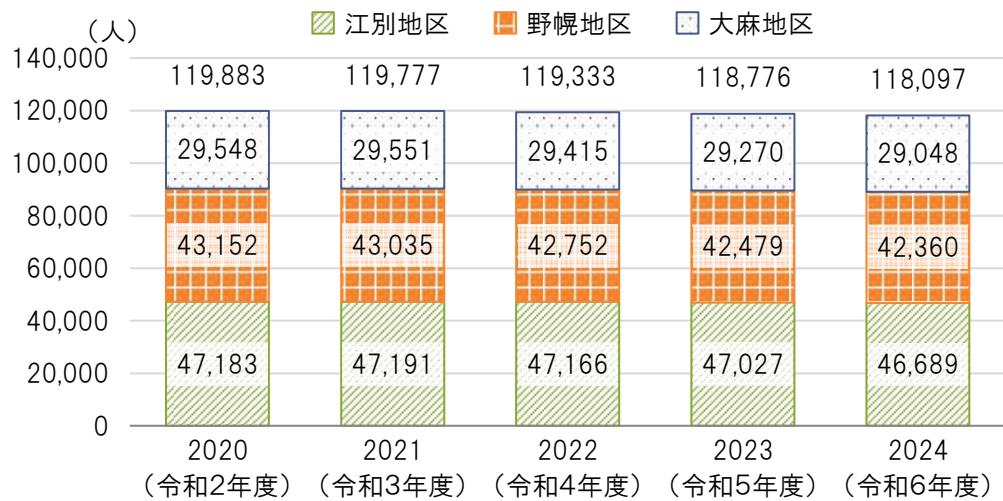
資料：国勢調査^{※10}

(2) 地区別の状況

令和2年度以降の地区別人口は、江別地区は減少傾向にあり、令和6年度には46,689人となっています。

野幌地区も減少傾向で令和6年度には42,360人、大麻地区はわずかに減少を続けており、令和6年度には29,048人となっています。

図表7 地区別人口の推移



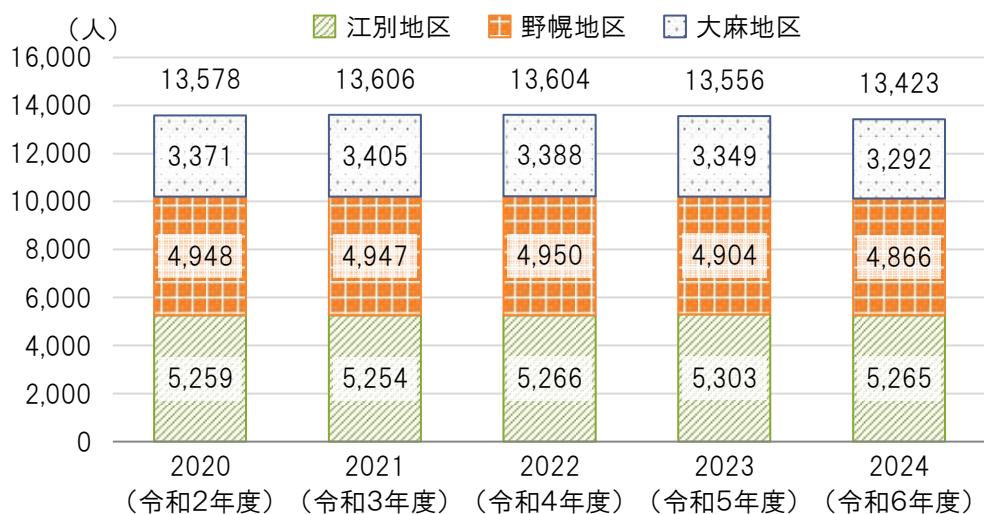
資料：住民基本台帳（各年10月1日）

① 年少人口

地区別の年少人口は、江別地区で増加傾向、野幌地区で横ばい傾向、大麻地区で令和4年度以降減少傾向にあります。

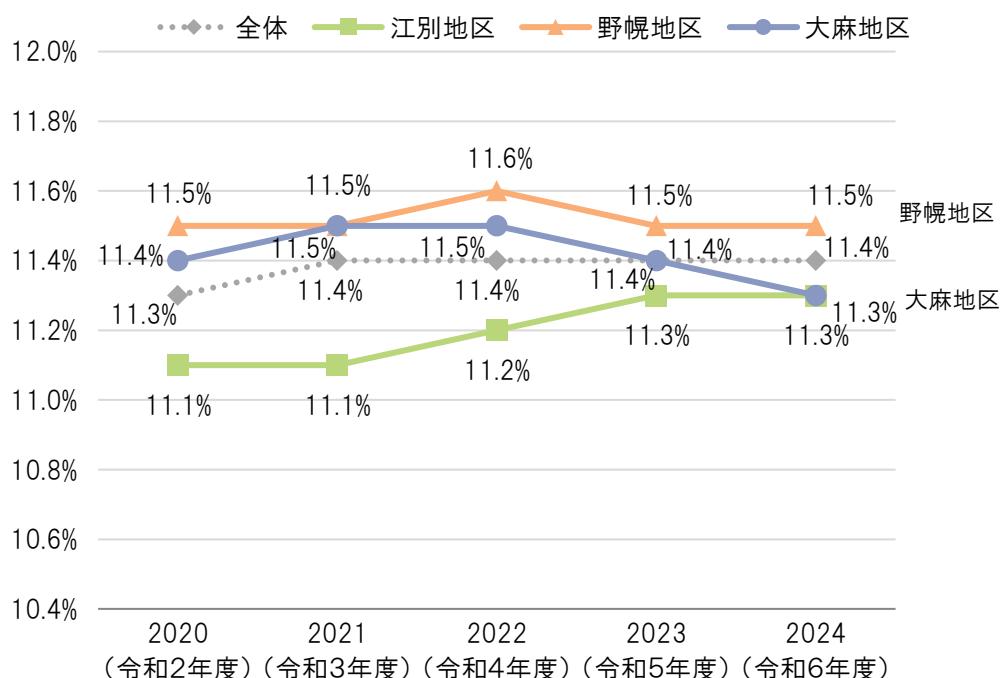
年少人口率の推移をみると、大麻地区で令和4年度以降減少傾向にありますが、江別地区と野幌地区では横ばいか増加傾向にあり、令和6年度には江別地区が11.3%、野幌地区が11.5%、大麻地区が11.3%となっています。

図表8 地区別年少人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日）

図表9 地区別年少人口率の推移



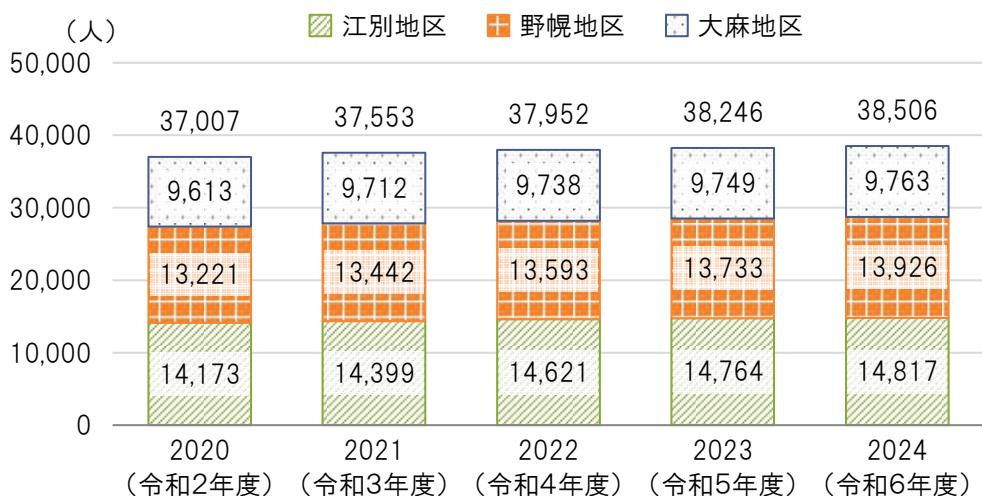
資料：住民基本台帳（各年10月1日）

② 高齢者人口

地区別の高齢者人口は、全ての地区で増加傾向にあります。

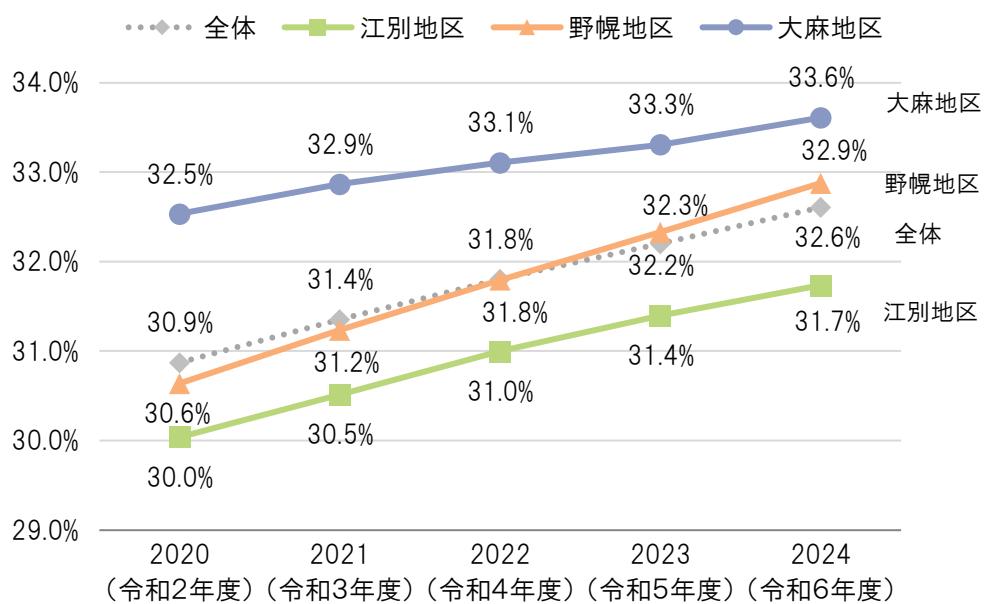
高齢化率の推移をみると、大麻地区が最も高く、令和6年度には33.6%となっています。江別地区と野幌地区も増加が続いており、令和6年度には江別地区で31.7%、野幌地区で32.9%となっています。

図表10 地区別高齢者人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日）

図表11 地区別高齢化率の推移



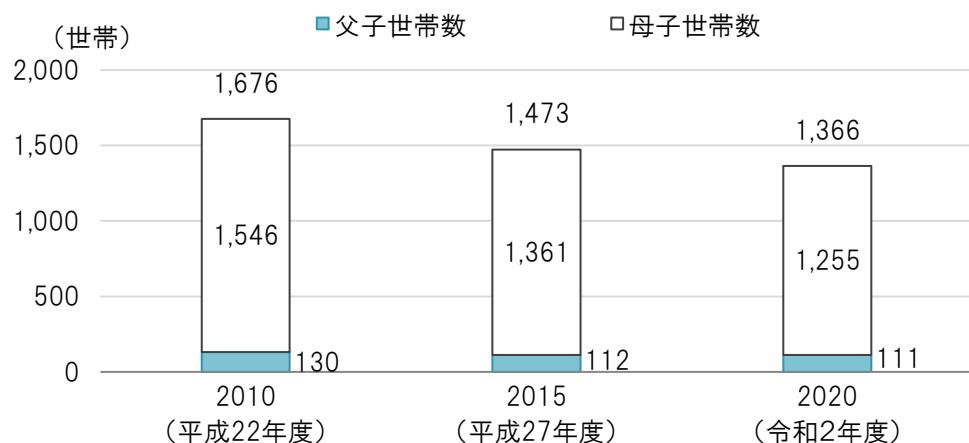
資料：住民基本台帳（各年10月1日）

(3) 社会的支援が必要な方の状況

① ひとり親世帯数（18歳未満の子どもがいる世帯）

平成22年度以降、ひとり親世帯数は父子世帯、母子世帯ともに減少を続けており、令和2年度には全体で1,366世帯で、内訳は父子世帯は111世帯、母子世帯は1,255世帯となっています。

図表12 ひとり親世帯数の推移

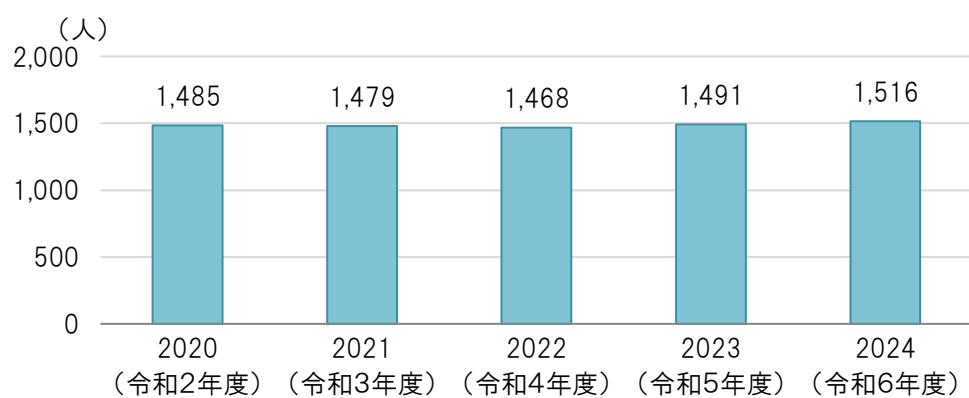


資料：国勢調査^{※6}

② 生活保護受給者

令和5年度から生活保護受給者^{※17}は増加しており、令和6年度には1,516人となっています。

図表13 生活保護受給者の推移



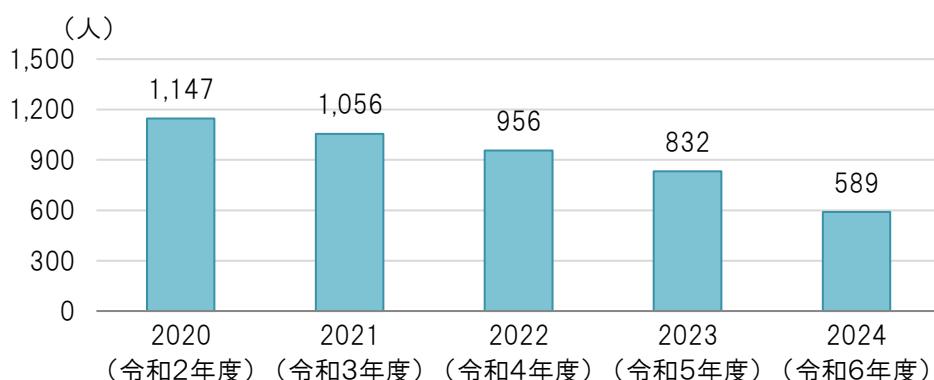
資料：江別市調べ（各年4月1日）

③ 避難行動要支援者避難支援制度登録者

市は、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がいのある方などが、安全に避難したり、円滑に援助活動を受けることができるよう、避難行動要支援者避難支援制度^{※28}における避難行動要支援者名簿の作成などの取組を進めています。

登録者数は減少傾向にあり、令和6年度には589人に減少しています。

図表14 避難行動要支援者避難支援制度登録者数の推移



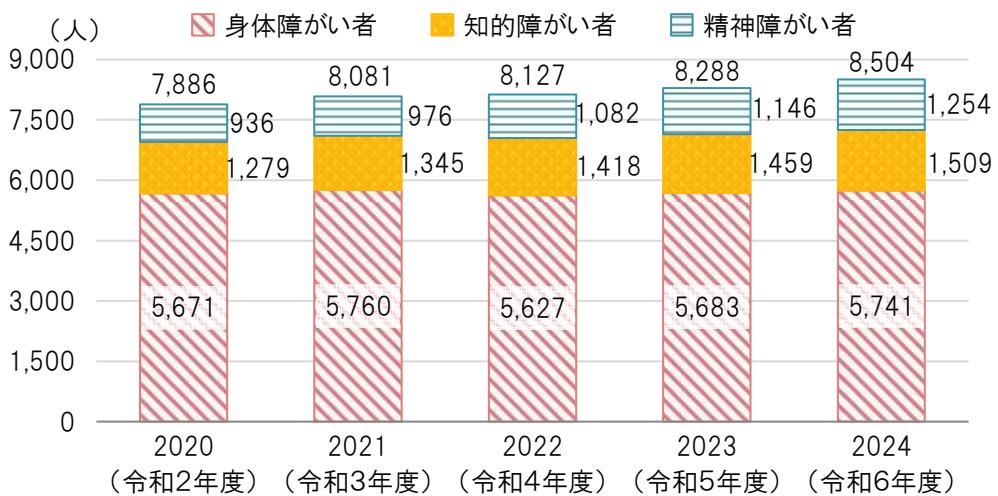
資料：江別市調べ（各年4月1日）

④ 障がいのある方（手帳交付者）

障がい者（手帳交付者）全体をみると、増加傾向となっており、令和6年度には8,504人となっています。

障がい種別では、令和6年度には身体障がい者は5,741人で最も多く、知的障がい者は1,509人、精神障がい者は1,254人となっています。

図表15 障がい者数（手帳交付者数）の推移



資料：江別市調べ（各年4月1日）

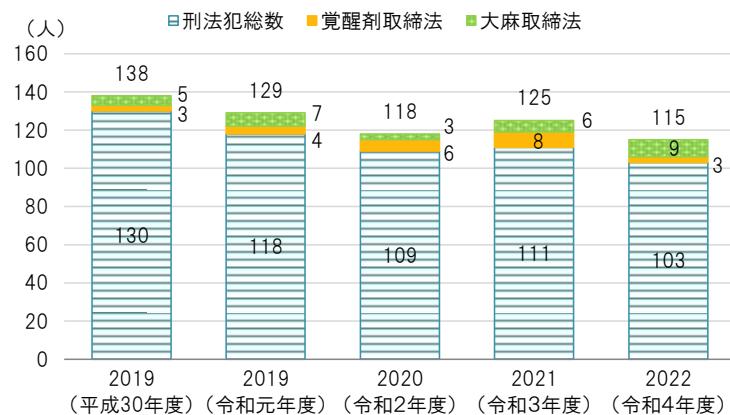
(4) 犯罪の状況

① 犯罪種別検挙人数

江別市の犯罪種別検挙人数をみると、刑法犯検挙が大半を占めています。

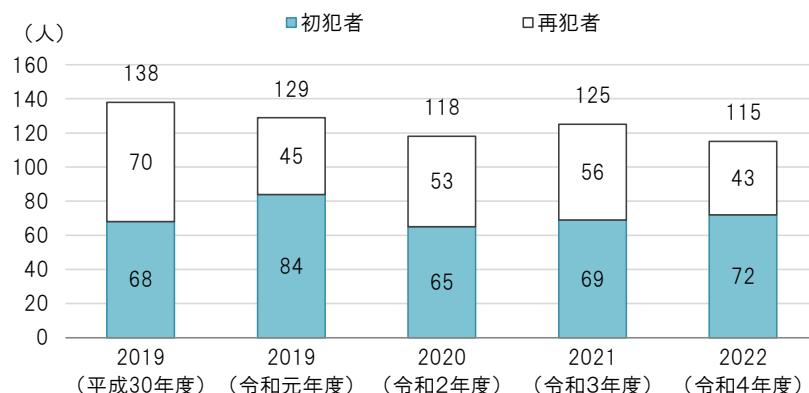
総検挙者に占める再犯者の割合は、概ね半分以下で推移しています。また、江別市と全国の再犯率を比較すると、江別市の再犯率は、各年度で全国の再犯率を下回っています。

図表 16 犯罪種別検挙人数の推移



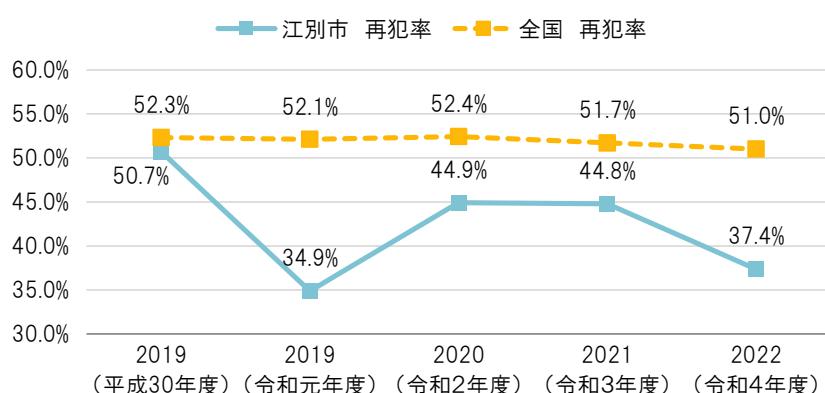
資料：警察庁 犯罪統計

図表 17 初犯者・再犯者の推移



資料：警察庁 犯罪統計

図表 18 再犯率の推移



資料：警察庁 犯罪統計

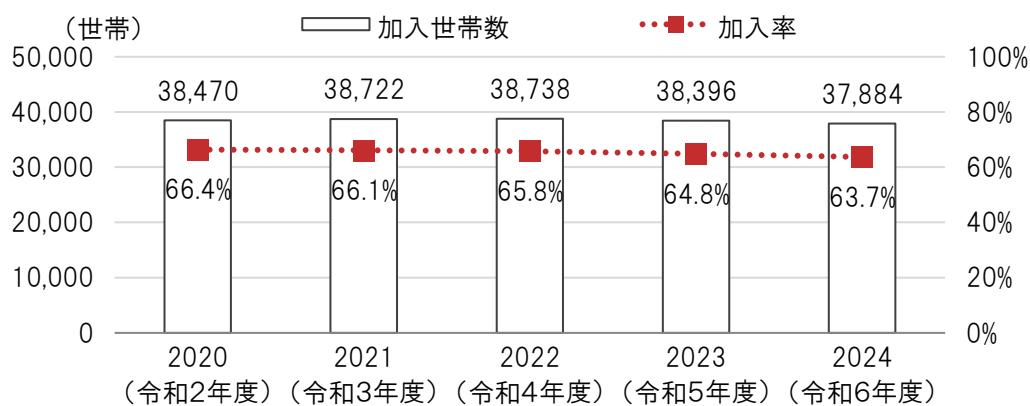
2 地域活動の現状

(1) 自治会

令和6年4月1日現在、市内には163の自治会があります。

自治会加入世帯数は、令和4年度までは増加傾向でしたが、令和5年度以降は減少傾向にあり、加入率は近年減少傾向が続いている。令和6年度には加入世帯数が37,884世帯、加入率は63.7%となっています。

図表19 自治会の加入世帯・加入率の推移



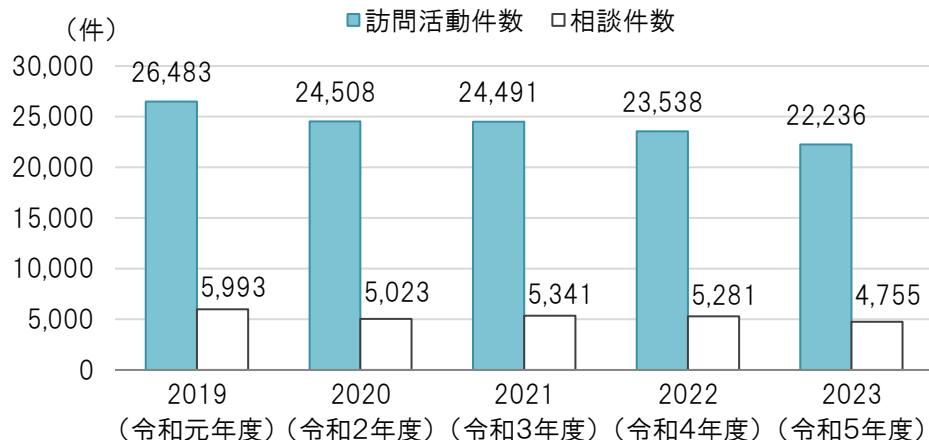
資料：江別市調べ（各年4月1日）

(2) 民生委員・児童委員

令和6年4月1日現在の民生委員・児童委員^{※30}数（定員数）は249人となっていますが、引き続き高齢化と担い手不足が深刻な状況です。

民生委員・児童委員の訪問活動件数は近年減少しており、令和5年度には22,236件となっています。相談件数も減少しており、令和5年度には4,755件となっています。

図表20 民生委員・児童委員の訪問活動件数の推移



資料：江別市調べ

(3) ボランティア団体など

① ボランティア登録

社会福祉協議会は、ボランティアの活動拠点としてボランティアセンターを運営しております、ボランティアセンターに登録している団体がボランティア団体連絡会を構成しています。

登録団体数は、令和6年度に61団体となっています。

登録団体の会員数は増減を繰り返し、令和6年度には1,394人、個人登録者数は188人となっています。

図表21 ボランティアセンターへの登録者数・登録団体数の推移



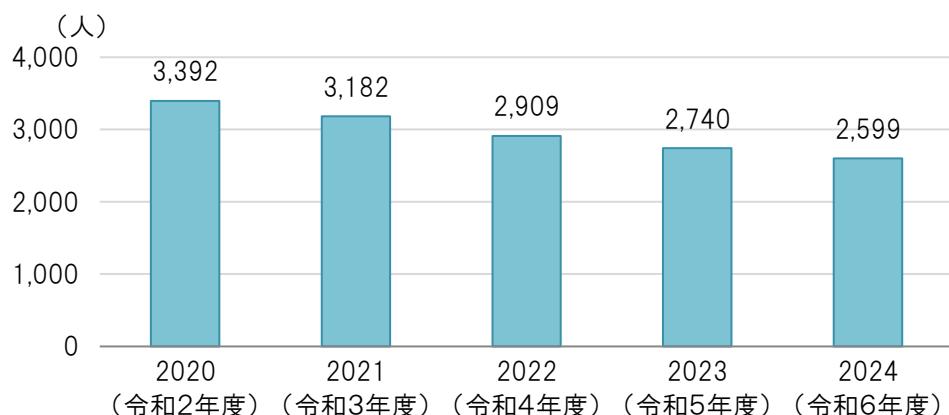
資料：江別市調べ（各年4月1日）

② 高齢者クラブ連合会

高齢者クラブ連合会に所属するクラブ数は、令和6年度に61クラブとなっており、おおむね横ばいの状況です。

近年は会員数の減少が続いているおり、令和6年度には2,599人となっています。

図表22 高齢者クラブ連合会会員数の推移



資料：江別市調べ（各年4月1日）

(4) 各種相談窓口

① 地域包括支援センター^{※22}における相談

地域包括支援センターにおける相談件数は、近年増加傾向にあり、令和5年度には12,766件となっています。

図表23 地域包括支援センターにおける相談件数の推移

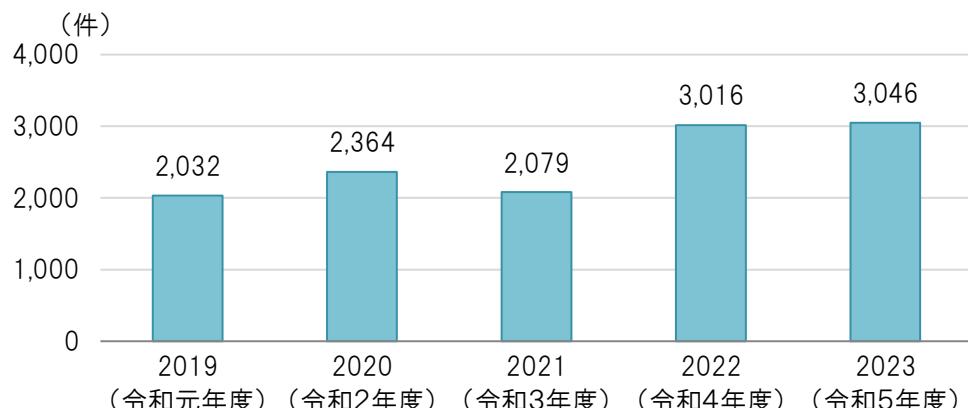


資料：江別市調べ

② 子育てに関する相談

子育てに関する相談件数は、令和元年度以降増減がありながらも、令和4年度以降は増加しており、令和5年度には3,046件となっています。

図表24 子育てに関する相談件数の推移



資料：江別市調べ

③ 障がいに関する相談

障害者相談支援事業^{※13}は、令和元年度以降増加傾向にあり、令和5年度は1,790件となっています。

精神障害者相談員設置事業^{※18}は、令和元年度以降減少傾向にあり、令和5年度は357件となっています。

障害者就労相談支援事業^{※12}は、令和元年度以降増加傾向にあり、令和5年度は1,631件となっています。

図表25 障がいに関する相談件数の推移

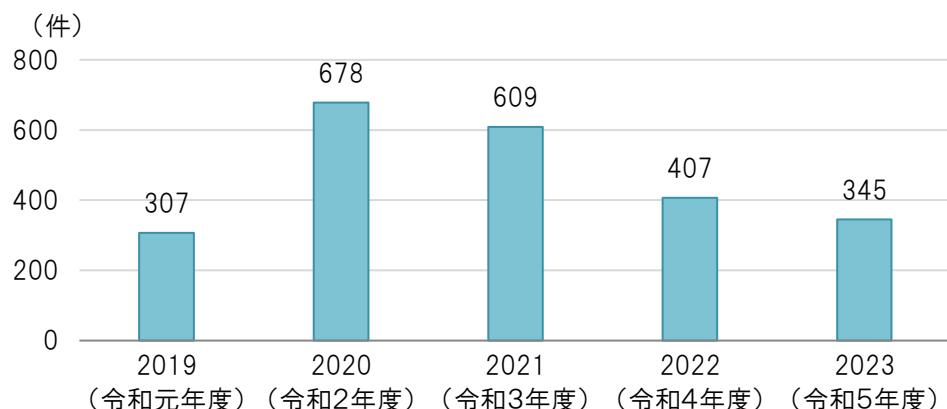


資料：江別市調べ

④ 生活困窮者自立相談支援機関における相談

生活困窮者自立相談支援事業^{※15}の新規相談件数は、令和2年度以降減少傾向にあり、令和5年度には345件となっています。

図表26 生活困窮者自立相談支援機関における新規相談件数の推移



資料：江別市調べ

3 地域福祉を支える基盤整備の状況

少子高齢社会が進行する中で、ユニバーサルデザイン^{※33}の理念に基づくまちづくりを推進し、高齢者や障がい者、子ども等すべての市民が安全に安心してくらせるまちづくりが重要となっています。

国においては、平成23年3月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー^{※27}法」という。）」に基づき、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が改正され、より高い水準の新たなバリアフリー化の目標設定等が行われました。

また、平成25年には、日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保や、高齢者、障がい者等の円滑な移動のための施策等、国及び地方公共団体が講ずるべき基本的施策について定める「交通政策基本法」が施行されました。平成30年5月には「バリアフリー法」が改正され、市町村が移動等円滑化促進方針の作成に取り組むことが明記されました。

北海道においては、「北海道福祉のまちづくり条例」や「北海道ユニバーサルデザイン指針」を制定し、公共施設をはじめ、不特定多数の人が利用する各都市施設の整備基準を定め、北海道全体のバリアフリー化、ユニバーサルデザインを推進しています。

市では、国や北海道の法令等に基づき、道路や公共施設の改修等の際にはバリアフリーに配慮するとともに、「第4期江別市地域福祉計画」においても基本目標「地域福祉を推進する環境づくり」を掲げ、より多くの人が快適に利用できるユニバーサルデザインの考え方を取り入れた生活環境づくりを推進しています。

4 第4期地域福祉計画の評価

第4期計画では、第3期から続いている基本理念「お互いさま、みんなで支えあう地域づくり」のもと、各施策を展開してきました。

令和5年度の評価結果では、「かなり評価できる（評価4）」が22.3%、「普通に評価できる（評価3）」が77.7%であり、全ての事業が計画どおりに進んでいる状況です。

平成30年度の第4期計画策定時の評価結果と比較すると、「かなり評価できる（評価4）」が約10ポイント減少しており、全体をみると高評価が減少しています。

そのため、計画どおりの進歩で満足せず、今後は各事業で「非常に評価できる」「かなり評価できる」を目指し、より市民に満足していただけるような事業推進が重要となります。

基本目標1 支えあいの仕組みづくり

基本施策1 「関係機関による相談支援体制の充実」

「①相談窓口の充実」では、市民相談などの包括的な窓口はもちろんのこと、障がい、高齢者、子育てなどの各分野で相談支援体制を整え、幅広い対象者に向けた相談を受けました。

「②訪問相談体制の充実」では、高齢者や子ども、障がい者、生活困窮者など、各分野の相談実施機関の訪問による相談対応や、「こんにちは赤ちゃん事業」や「在宅給食サービス事業」、「在宅高齢者給食サービス事業」などの各事業を通じて訪問や安否確認等が行われており、地域の民生委員・児童委員など、必要な機関と随時連携を取りながらさまざまな形で訪問相談体制の充実を図りました。

「③生活困窮者支援対策の推進」では、「くらしサポートセンターえべつ^{※3}」を中心に実施し、複合的な課題を抱える生活困窮者を幅広く受け止め、自立に向けた包括的かつ個別的な相談支援を行いました。

基本施策2 「福祉サービスなどに係る情報提供の充実」

「①サービスなどに係る情報提供の充実」では、「広報えべつ」や市のホームページを中心とした情報発信のほか、「江別市介護保険サービス事業所ガイドブック」「江別市福祉事業所ガイドブック えべつつなび」「保健センター^{※29}だより」など、各分野の情報誌などで必要なサービス等の情報提供を行いました。

「②苦情相談などの周知」では、苦情の相談先や問題解決の仕組み・制度等について、サービス提供の過程で周知に努めました。

「③権利擁護の体制整備」では、「すべての人の尊厳と意思が尊重され 住み慣れた地域で安心して いきいきと暮らせるまち」を基本理念とした「江別市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、権利擁護支援を必要とする人を速やかに支援につなぐことができるよう、成年後見制度の利用促進に向けた取組を推進しました。

基本施策3 「支援につなぐ体制づくり」

「①関係機関による連携促進及び包括的な相談体制の構築」では、関係機関の連携促進として、認知症の当事者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、地域住民や介護等の専門家など地域全体による見守り、支えあいの体制を構築するための「認知症安心みまもりあいネットワーク事業」などを行いました。

基本目標2 互いに支えあう地域づくり

基本施策4 「福祉を担う人材などの確保・育成」

「①担い手の掘り起こしの推進」では、ボランティア人材養成事業で各種養成講習会を継続的に実施し、障がい者を支える担い手の確保に努めました。

「②担い手の人材育成」では、ボランティア活動の推進のため、「江別市民活動センター・あい」や江別市社会福祉協議会ボランティアセンターの運営支援のほか、地域健康づくり推進員等の地域で活動する人材の育成を図りました。

基本施策5 「地域における福祉活動の促進」

「①自治会による地域福祉活動の環境づくり」では、自治会活動費補助金を交付し、安心して暮らせる地域づくりを支援しました。

「②民生委員・児童委員の活動促進への支援」では、運営補助金の交付や単身または高齢者のみの世帯の名簿の提供などの支援を行いました。

「③災害時に自力での避難が困難な方への支援体制の整備」では、避難行動要支援者避難支援制度について、さまざまな機会を通じて制度の説明を行い普及促進に努めたほか、地域の自主防災組織などに対し、防災訓練や防災意識啓発を目的としたセミナー、救命講習を開催するなど、地域の取組に対する支援を行いました。

基本施策6 「ボランティア団体などの活動促進」

「①ボランティア団体などの情報発信」では、市民交流施設「ぱらっと」でさまざまな市民活動団体を紹介する掲示やカードを配布するとともに、市民活動団体を紹介するサイト「コラボのたね」で情報を発信しました。また、団体について、市や社会福祉協議会のホームページに掲載し、ボランティア情報を提供しています。

「②ボランティア団体などの活動基盤強化」では、「江別市民活動センター・あい」が行う相談事業への補助金交付やボランティアセンターへの運営補助、奉仕活動や体験事業等を実施している青少年赤十字加盟9団体に助成を行いました。

基本施策7 「協働による地域福祉体制の推進」

「①地域における連携体制づくり」では、市内の大学の教員による出前講座の実施や、高齢者の個別課題や地域課題の解決に向け、医療・介護等の専門職のほか、必要に応じて、自治会や民生委員等と連携を図り検討を行うなど、包括的支援体制づくりに努めました。また、社会福祉法人に対して、制度等を周知するとともに「地域における公益的な取組」を行うよう促しています。

「②企業・団体における地域貢献活動への働きかけ」では、「こんにちは赤ちゃん事業」や江別市社会福祉協議会の福祉活動に対する協力などで、企業から物品や奉仕活動等の提供を受けており、継続的な支援の提供が可能となっています。

基本目標3 地域福祉を推進する環境づくり

基本施策8 「支えあい意識醸成と環境づくり」

「①地域のサロン・集いの場づくり」では、地域あそびのひろば、おもちゃ図書館、シルバーウィーク、身体障害者スポーツ大会など、幅広い対象者に向けて、交流や健康づくり、スポーツなどを行う地域サロンやイベントが多数開催されています。

「②青少年の福祉体験の促進」では、小中学生を対象とした出前講座「こころのバリアフリー教室」や「手話入門講座」などを通じて、障がいへの理解を深めました。

「③大学との連携促進」では、大学版出前講座や地域課題に対する研究費助成などを通じて、大学と地域の連携を促進しています。

基本施策9 「快適に暮らせる生活環境づくり」

「①バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進」では、安全で快適な通行等の環境を確保できるよう道路や公園の整備時にバリアフリー化を進め、障がい者へのタクシー料金やガソリン料金の一部助成、ホームヘルパーの派遣などの移動手段の面からのバリアフリー、点字や音声による広報作成、手話通訳者の派遣などの情報提供に係るバリアフリーといったそれぞれの視点でバリアフリー化を進めています。

「②地域で安心して暮らせる環境整備」では、冬期間の生活支援の一環として、自力で除雪が困難な高齢者世帯や障がい者世帯を対象に、市では、間口の置き雪の除雪を行う「福祉除雪サービス」を、江別市社会福祉協議会では、玄関から公道までの通路部分の除雪を行う「除雪派遣サービス」を実施しました。

令和5年度 取組状況

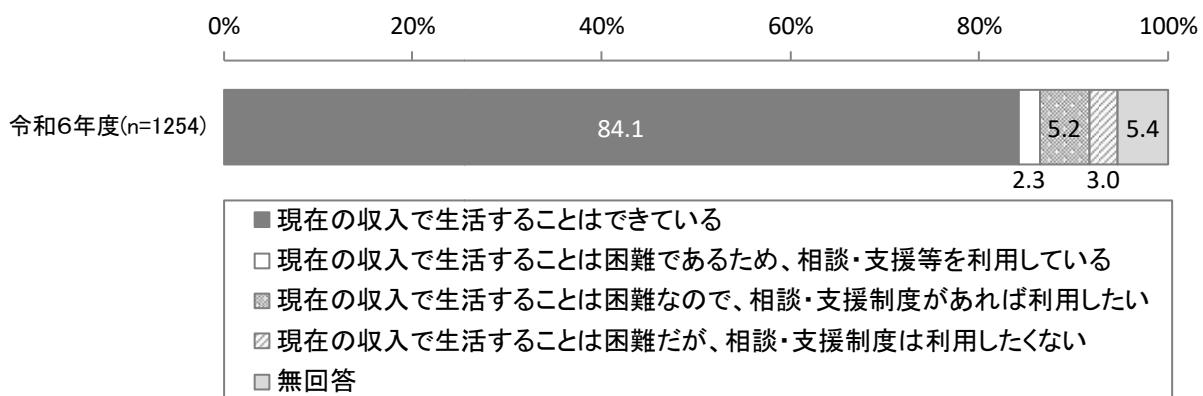
基本目標	基本施策	主要施策	事業数	評価				
				5. 非常に評価できる	4. かなり評価できる	3. 普通に評価できる	2. 少し評価できる	1. ほとんど評価できない
基本目標1 支えあいの仕組みづくり								
1 関係機関による相談支援体制の充実	①相談窓口の充実	18	0	9	9	0	0	0
	②訪問相談体制の充実	11	0	5	6	0	0	0
	③生活困窮者支援事業の推進	1	0	1	0	0	0	0
	小計	30	0	15	15	0	0	0
		0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	①サービスなどに係る情報提供の充実	15	0	2	13	0	0	0
	②苦情相談などの周知	7	0	1	6	0	0	0
	③権利擁護の体制整備	5	0	0	5	0	0	0
	小計	27	0	3	24	0	0	0
		0.0%	1.1%	88.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3 支援につなぐ体制づくり	①関係機関による連携促進及び包括的な相談体制の構築	20	0	2	18	0	0	0
	小計	20	0	2	18	0	0	0
		合計	77	0	20	57	0	0
			0.0%	26.0%	74.0%	0.0%	0.0%	0.0%
基本目標2 互いに支えあう地域づくり								
4 福祉を担う人材などの確保・育成	①担い手の掘り起しの推進	6	0	1	5	0	0	0
	②担い手の人材育成	6	0	2	4	0	0	0
	小計	12	0	3	9	0	0	0
		0.0%	25.0%	75.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5 地域における福祉活動の促進	①自治会による地域福祉活動づくり	6	0	2	4	0	0	0
	②民生委員・児童委員の活動促進への支援	4	0	0	4	0	0	0
	③災害時に自力での避難が困難な方への支援体制の整備	7	0	3	4	0	0	0
	小計	17	0	5	12	0	0	0
		0.0%	29.4%	70.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6 ボランティア団体などの活動促進	①ボランティア団体などの情報発信	5	0	0	5	0	0	0
	②ボランティア団体などの活動基盤強化	12	0	0	12	0	0	0
	小計	17	0	0	17	0	0	0
7 協働による地域福祉体制の推進	①地域における連携体制づくり	5	0	0	5	0	0	0
	②企業・団体における地域貢献活動への働きかけ	6	0	1	5	0	0	0
	小計	11	0	1	10	0	0	0
		0.0%	9.1%	90.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		合計	57	0	9	48	0	0
			0.0%	15.8%	84.2%	0.0%	0.0%	0.0%
基本目標3 地域福祉を推進する環境づくり								
8 支えあい意識醸成と環境づくり	①地域サロン・集いの場づくり	15	0	4	11	0	0	0
	②青少年の福祉体験の促進	5	0	1	4	0	0	0
	③大学との連携促進	4	0	2	2	0	0	0
	小計	24	0	7	17	0	0	0
		0.0%	29.2%	70.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9 快適に暮らせる生活環境づくり	①バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	13	0	2	11	0	0	0
	②地域で安心して暮らせる環境整備	8	0	2	6	0	0	0
	小計	21	0	4	17	0	0	0
		0.0%	19.0%	81.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		合計	45	0	11	34	0	0
			0.0%	24.4%	75.6%	0.0%	0.0%	0.0%
総合計			179	0	40	139	0	0
				0.0%	22.3%	77.7%	0.0%	0.0%

5 市民アンケート調査結果概要

(1) 社会的支援が必要な方の状況

世帯の家計状況から生活が困窮していると想定される回答者は、約1割となっています。

図表 27 世帯の家計状況（問8）



普段の外出状況が「普段は家にいて、外出することもあるが、家族以外の人と会話することがほとんどない」「自室からは出るが、家からはほとんど出ない」「自室からほとんど出ない」に該当し、かつ現状までの経過年月が6か月以上の回答者の合計は、全体の15.3%となっています。年齢別では「60歳以上」が約8割を超えており、就業状態別では「無職（年金生活）」が全体と比べて高い割合となっています。

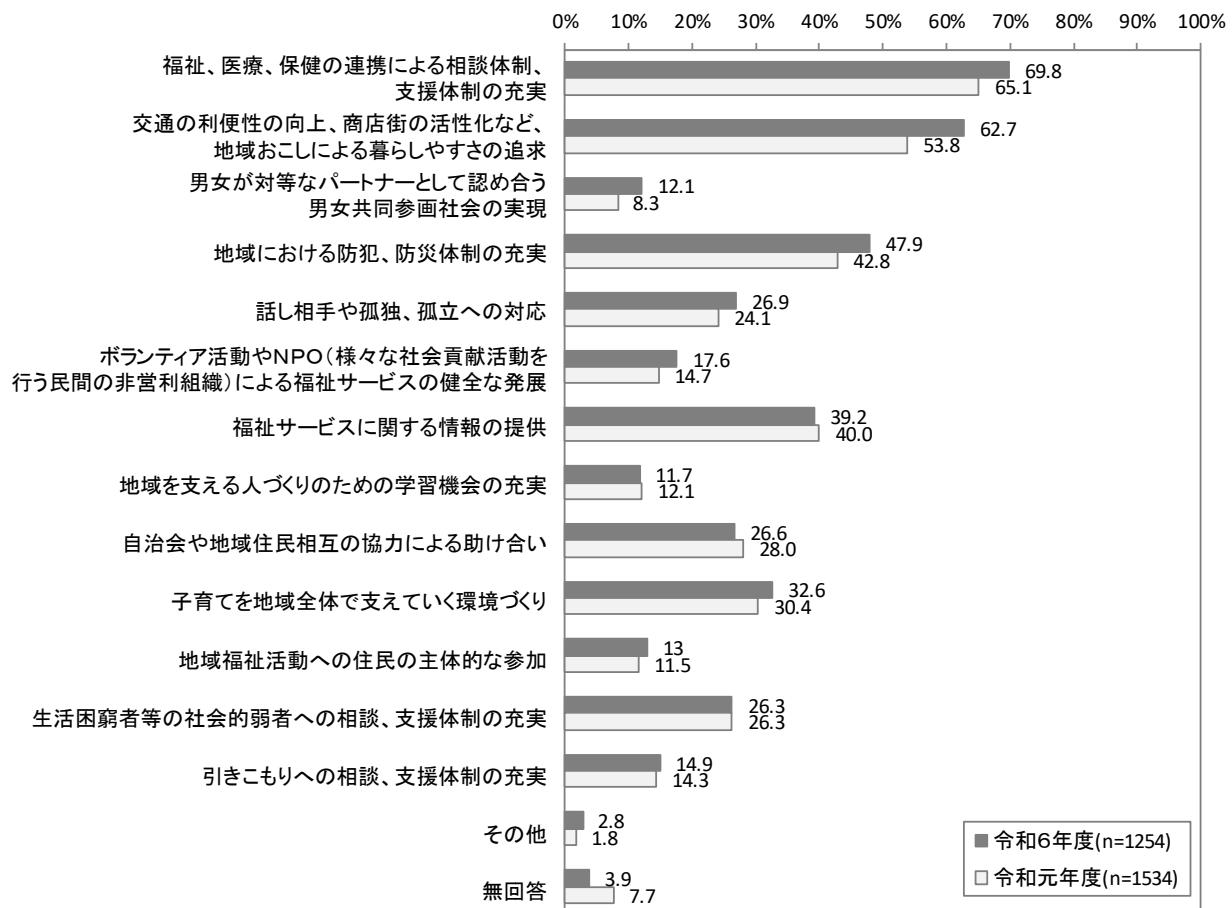
図表 28 6か月以上外出頻度が低い人の属性（問11と問12）

回答者数(人):実数 以下割合(%)	全体	6ヶ月以上外出頻度が低い人/年齢					
		6ヶ月以上 外出頻度が低い人 /全体	29歳以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上
回答者数(人)	1254	192	4	7	5	12	157
就業状態、職業	自営業	4.3	2.1	0	0	0	16.7
	正社員	18.7	1.0	25.0	14.3	0	0
	契約社員	4.1	0.5	0	0.0	0	0.6
	パート、アルバイト	18.2	2.6	0	14.3	0	2.5
	公務員	4.4	0.5	0	14.3	0	0
	家事専業(主婦・主夫を含む)	12.0	16.1	25.0	28.6	40.0	41.7
	学生	1.8	0	0	0	0	0
	その他	2.9	4.2	0	0	20.0	0
	無職(年金生活)	28.8	60.9	0	0	20.0	70.1
	無職(求職活動中)	1.0	1.6	0	14.3	0	0.6
居住年数	無職(求職活動していない)	2.6	9.9	50.0	14.3	20.0	25.0
	無回答	1.2	0.5	0	0	0	0.6
	1年未満	3.3	4.2	25.0	14.3	0	8.3
	1年以上5年未満	10.5	12.0	25.0	57.1	20.0	0
	5年以上10年未満	9.3	3.6	0	14.3	0	16.7
	10年以上20年未満	17.3	11.5	0	0	20.0	25.0
	20年以上	58.7	67.2	50.0	14.3	60.0	50.0
※6ヶ月以上外出頻度が低い人/全体のみ、全体との差を比較しています。							

住み慣れた地域で安心してくらしていくために大切なことは、「福祉、医療、保健の連携による相談体制、支援体制の充実」が最も多く、前回調査よりも多くなっています。

前回調査と比較して大きく伸びているものは「交通の利便性の向上、商店街の活性化など、地域おこしによる暮らしやすさの追求」で、減少しているものは「自治会や地域住民相互の協力による助け合い」となっています。

図表 29 住み慣れた地域で安心してくらしていくために大切なこと(複数回答)(問45)



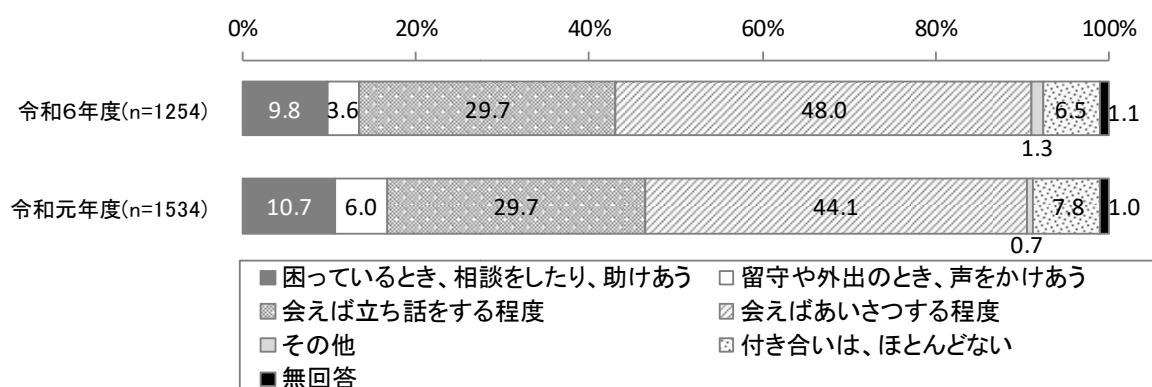
(2) 近所付き合いについて

① 近所とのつながりや満足度

近所との付き合い方は「会えばあいさつする程度」が最も多く、前回調査より 3.8 ポイント更に多くなっています。次いで、「会えば立ち話をする程度」が多くなっています。

家族構成別では、二世代世帯、三世代世帯、ひとり親と子どもの世帯で「会えばあいさつする程度」が全体と比較して多くなっています。

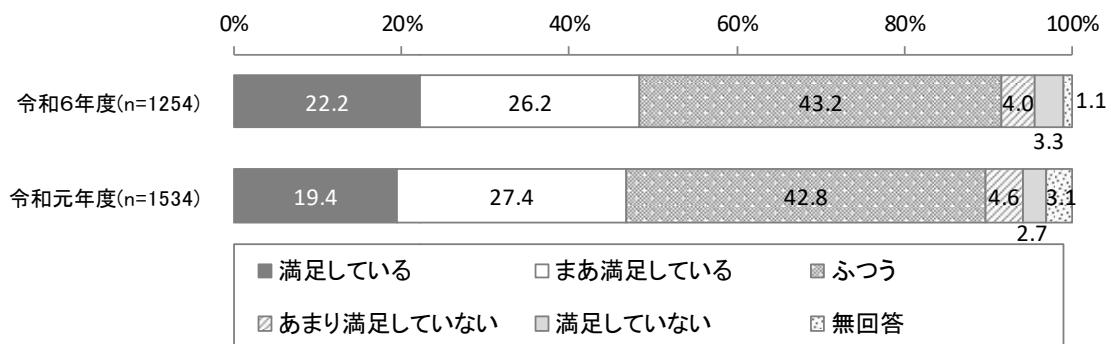
図表 30 近所との付き合い方（問 15）



回答者数(人):実数 以下割合(%)	全体	家族構成					
		一人暮らし	夫婦二人 の世帯	二世代世帯 (夫婦と子)	三世代世帯 (親と子と孫)	一人親と子ど もの世帯(父 子、母子)	その他
回答者数(人)	1254	167	461	407	52	69	67
困っているとき、相談をしたり、助けあう	9.8	11.4	10.8	8.8	9.6	7.2	9.0
留守や外出のとき、声をかけあう	3.6	3.0	5.4	2.9	1.9	1.4	1.5
会えば立ち話をする程度	29.7	25.7	35.6	24.6	26.9	24.6	37.3
会えばあいさつする程度	48.0	43.7	41.4	57.5	48.1	53.6	40.3
その他	1.3	1.2	2.0	0.5	1.9	0	3.0
付き合いは、ほとんどない	6.5	12.0	3.3	5.4	11.5	13.0	9.0
無回答	1.1	3.0	1.5	0.2	0	0	0

近所付き合いの満足度は、前回調査よりも「満足している」「まあ満足している」を合計した満足している割合は48.4%となっており、全体として前回調査と大きな変化はありません。

図表31 近所付き合いの満足度（問20）

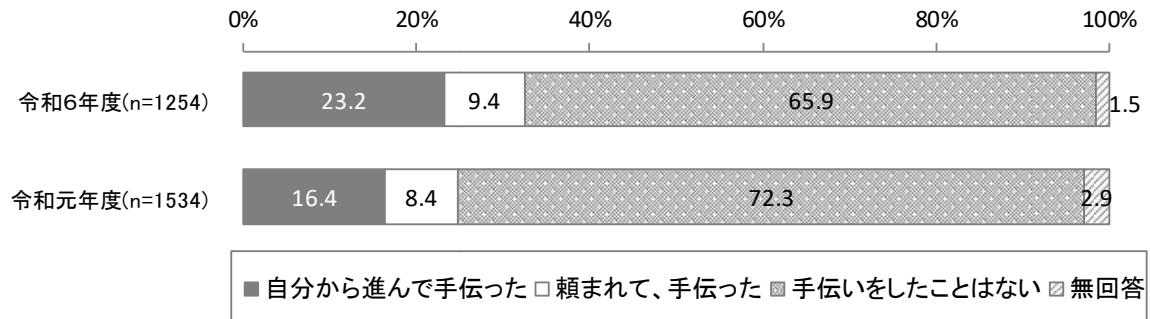


② 近所に住んでいる高齢者などへの手伝い状況

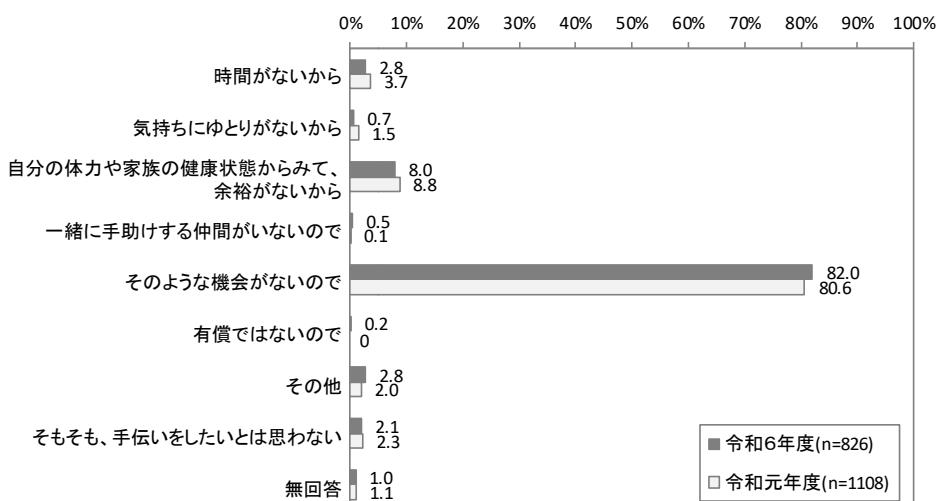
近所に住んでいる高齢者などに対して「手伝いをしたことはない」が大半を占めている一方で、「自分から進んで手伝った」「頼まれて、手伝った」が32.6%となっており、前回調査と比較して、7.8ポイント増えています。

「手伝いをしたことはない」の具体的な理由は、「そのような機会がないので」が前回同様に多くなっています。

図表32 近所に住んでいる高齢者などへの手伝い状況（問17）

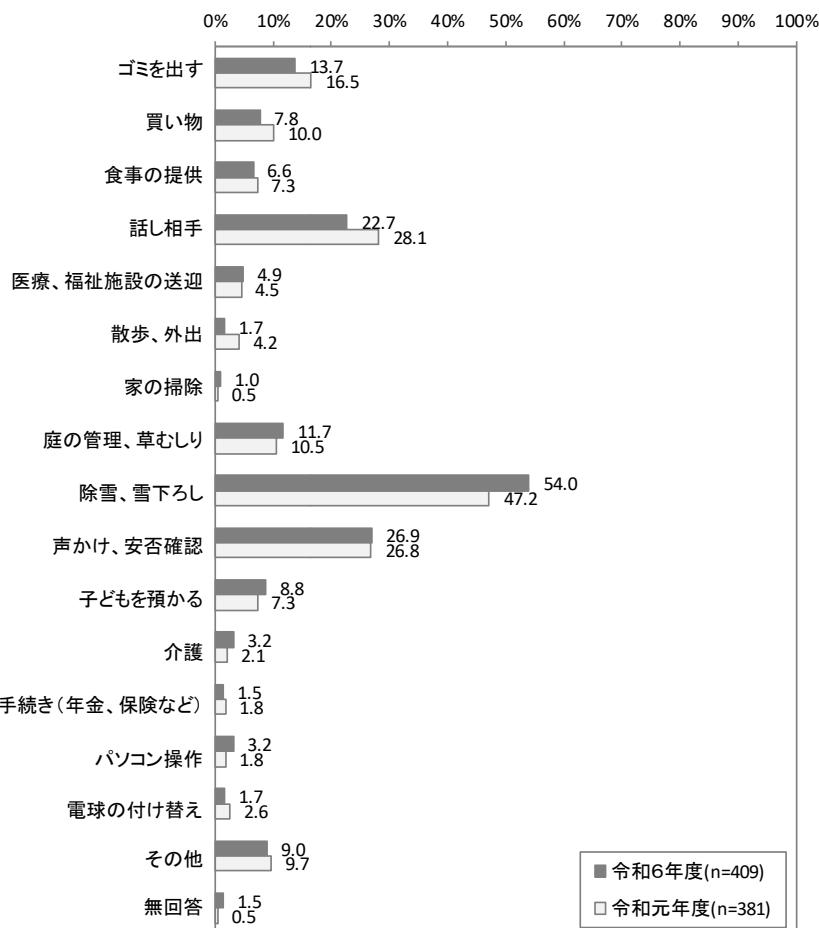


図表33 手伝いをしない理由（複数回答）（問19）



手伝いをした場合の内容は、「除雪、雪下ろし」が最も多く、特に男性の30歳代以上が全体と比べて高い割合となっています。また、「話し相手」については前回調査と比較して5.4ポイント減少しています。

図表34 手伝いをした場合の内容（複数回答）（問18）

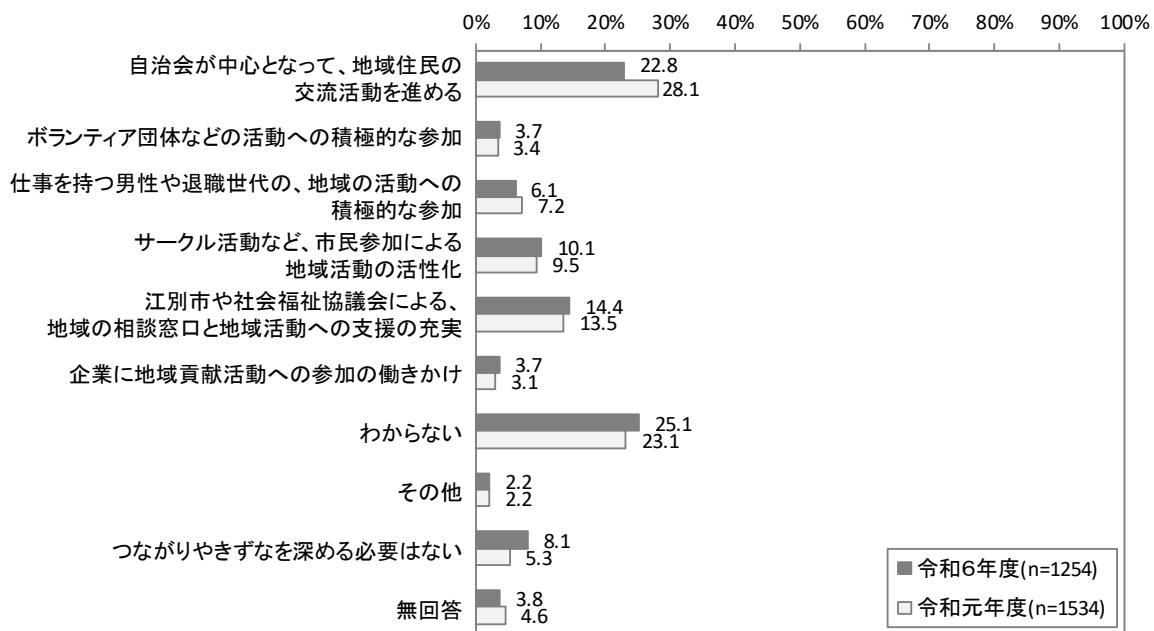


回答者数(人):実数 以下割合(%)	全体	性別/年齢											
		男性						女性					
		29歳 以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳 以上	29歳 以下	30歳代	40歳代	50歳代		
回答者数(人)	409	4	10	21	25	48	90	5	10	26	30	40	88
ゴミを出す	13.7	25.0	10.0	4.8	0	10.4	15.6	40.0	20.0	11.5	13.3	10.0	19.3
買い物	7.8	0	0	0	0	2.1	7.8	20.0	10.0	23.1	6.7	5.0	13.6
食事の提供	6.6	0	10.0	4.8	0	0	3.3	0	0	7.7	10.0	15.0	12.5
話し相手	22.7	25.0	10.0	9.5	20.0	12.5	30.0	20.0	10.0	19.2	23.3	17.5	29.5
医療、福祉施設の送迎	4.9	0	0	0	0	4.2	7.8	0	10.0	0	3.3	7.5	6.8
散歩、外出	1.7	0	0	0	0	0	4.4	0	0	0	0	2.5	2.3
家の掃除	1.0	0	0	0	0	0	1.1	20.0	0	3.8	3.3	0	0
庭の管理、草むしり	11.7	0	20.0	0	4.0	14.6	12.2	20.0	0	3.8	3.3	17.5	17.0
除雪、雪下ろし	54.0	50.0	90.0	71.4	84.0	75.0	62.2	20.0	30.0	42.3	60.0	50.0	26.1
声かけ、安否確認	26.9	50.0	10.0	19.0	8.0	14.6	31.1	0	50.0	26.9	23.3	15.0	42.0
子どもを預かる	8.8	0	0	9.5	0	2.1	4.4	0	30.0	42.3	6.7	12.5	9.1
介護	3.2	0	0	0	0	4.2	2.2	20.0	0	3.8	6.7	5.0	2.3
各種手続き (年金、保険など)	1.5	25.0	0	0	0	0	3.3	0	0	0	3.3	0	1.1
パソコン操作	3.2	25.0	10.0	4.8	0	2.1	4.4	0	0	7.7	3.3	0	2.3
電球の付け替え	1.7	0	0	4.8	0	2.1	2.2	0	0	0	3.3	2.5	1.1
その他	9.0	0	10.0	4.8	8.0	6.3	7.8	0	0	11.5	20.0	12.5	8.0
無回答	1.5	0	10.0	0	0	0	2.2	0	0	0	0	0	3.4

③ 住民同士のつながりを深めるために必要なこと

近所の住民同士のつながりを深めるためには、「わからない」に続いて、「自治会が中心となって、地域住民の交流活動を進める」ことが必要とされていますが、前回調査と比較すると5.4ポイント減少しています。

図表35 住民同士のつながりを深めるために必要なこと（問29）



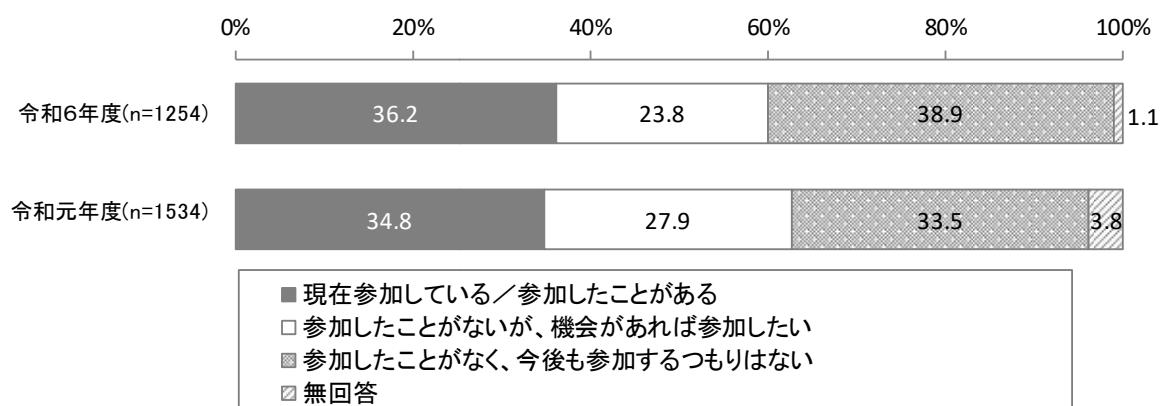
(3) 地域活動やボランティアについて

① 地域活動などの状況

地域活動へ「参加したことがなく、今後も参加するつもりはない」が最も多くなっています。「現在参加している／参加したことがある」「参加したことがないが、機会があれば参加したい」を合計すると6割以上の方に参加意向があることになります。特に70歳代以上の男性、60歳代の女性が全体と比べて参加意向の割合が高くなっています。

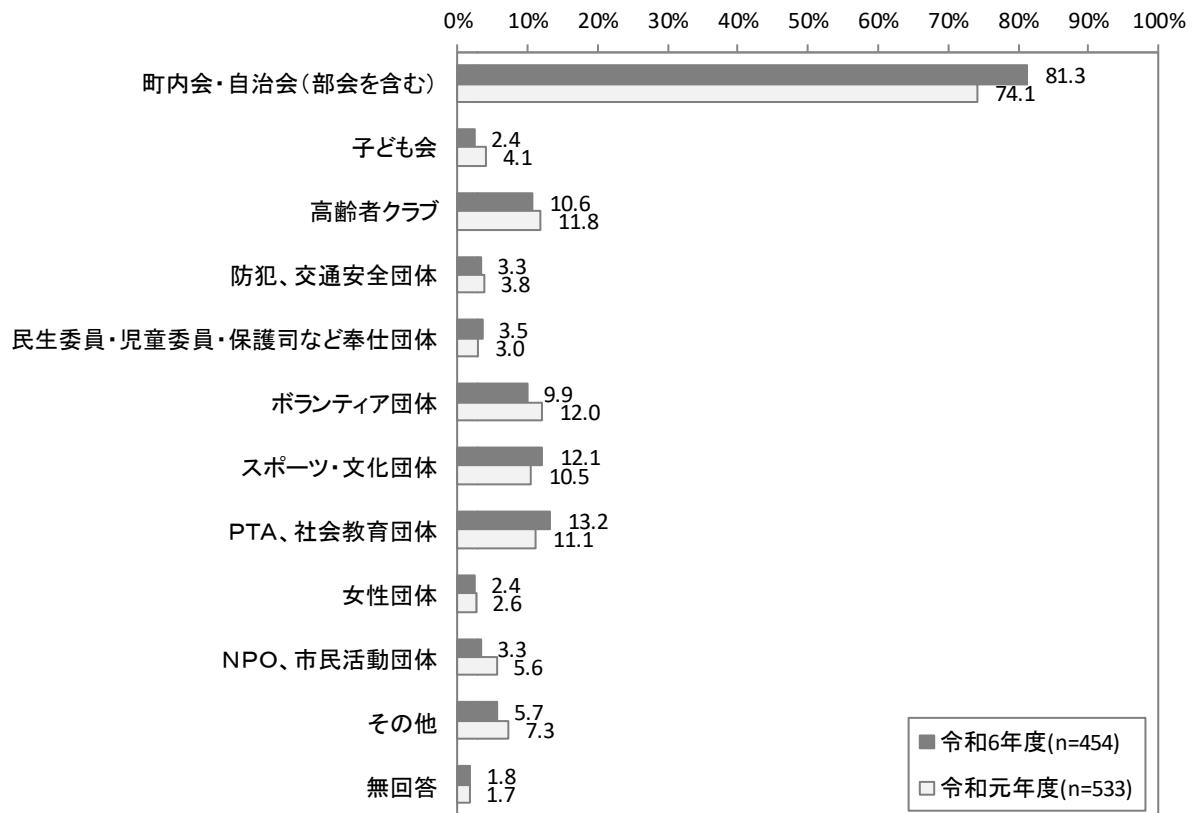
「現在参加している／参加したことがある」場合の活動団体は、「町内会・自治会」が特に多く、50～60歳代の男性、50歳代の女性が全体と比べて高い割合となっています。

図表36 地域活動などへの参加状況（問21）



回答者数(人):実数 以下割合(%)	全体	性別/年齢											
		男性						女性					
		29歳 以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳 以上	29歳 以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳 以上
回答者数(人)	1254	30	40	69	79	117	214	46	63	90	106	115	256
現在参加している／ 参加したことがある	36.2	26.7	17.5	23.2	32.9	40.2	48.6	13.0	20.6	30.0	33.0	38.3	41.4
参加したことがないが、 機会があれば参加したい	23.8	26.7	35.0	26.1	20.3	23.1	19.6	30.4	27.0	26.7	26.4	27.8	21.1
参加したことがなく、 今後も参加するつもりはない	38.9	46.7	47.5	50.7	46.8	36.8	30.8	56.5	52.4	41.1	40.6	33.9	34.0
無回答	1.1	0	0	0	0	0	0.9	0	0	2.2	0	0	3.5

図表37 参加している／したことがある場合の活動団体（複数回答）（問22）

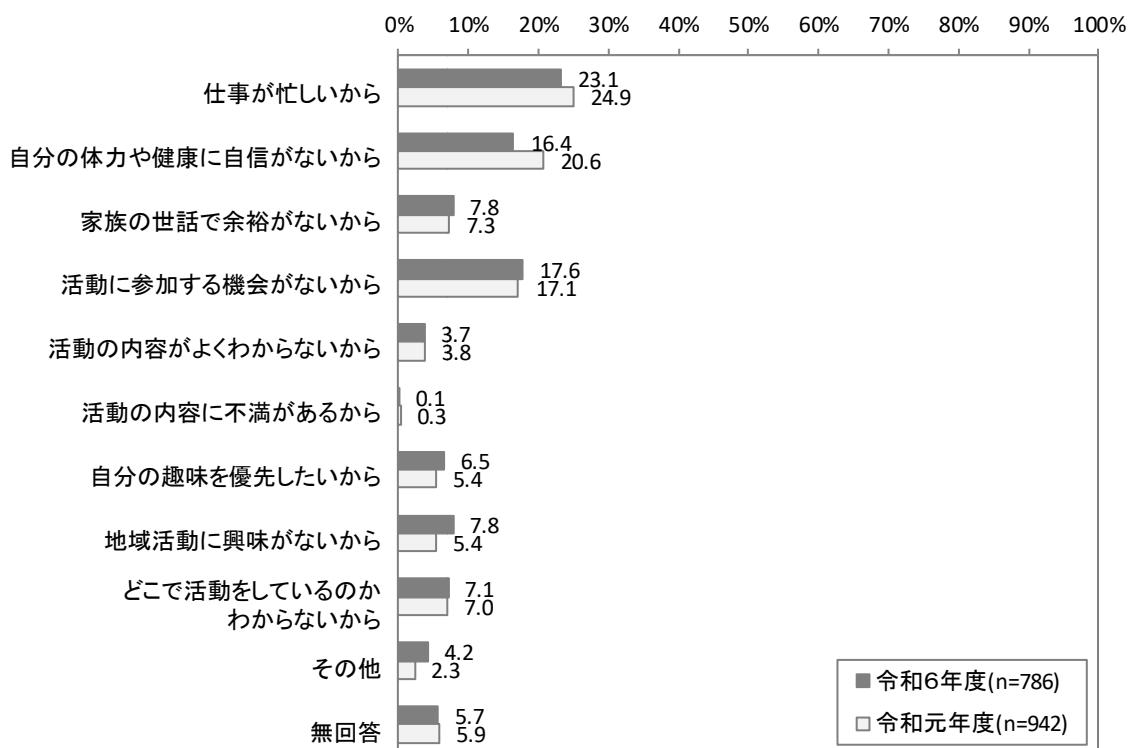


地域活動に参加しない理由は、前回同様に「仕事が忙しいから」が最も多くなっていますが前回よりも1.6ポイント減少しています。

「自分の体力や健康に自信がないから」についても前回より4.1ポイント減少しています。

男性70歳以上、女性70歳代以上では「自分の体力や健康に自信がないから」が特に多くなっています。

図表38 活動に参加しない理由（問24）

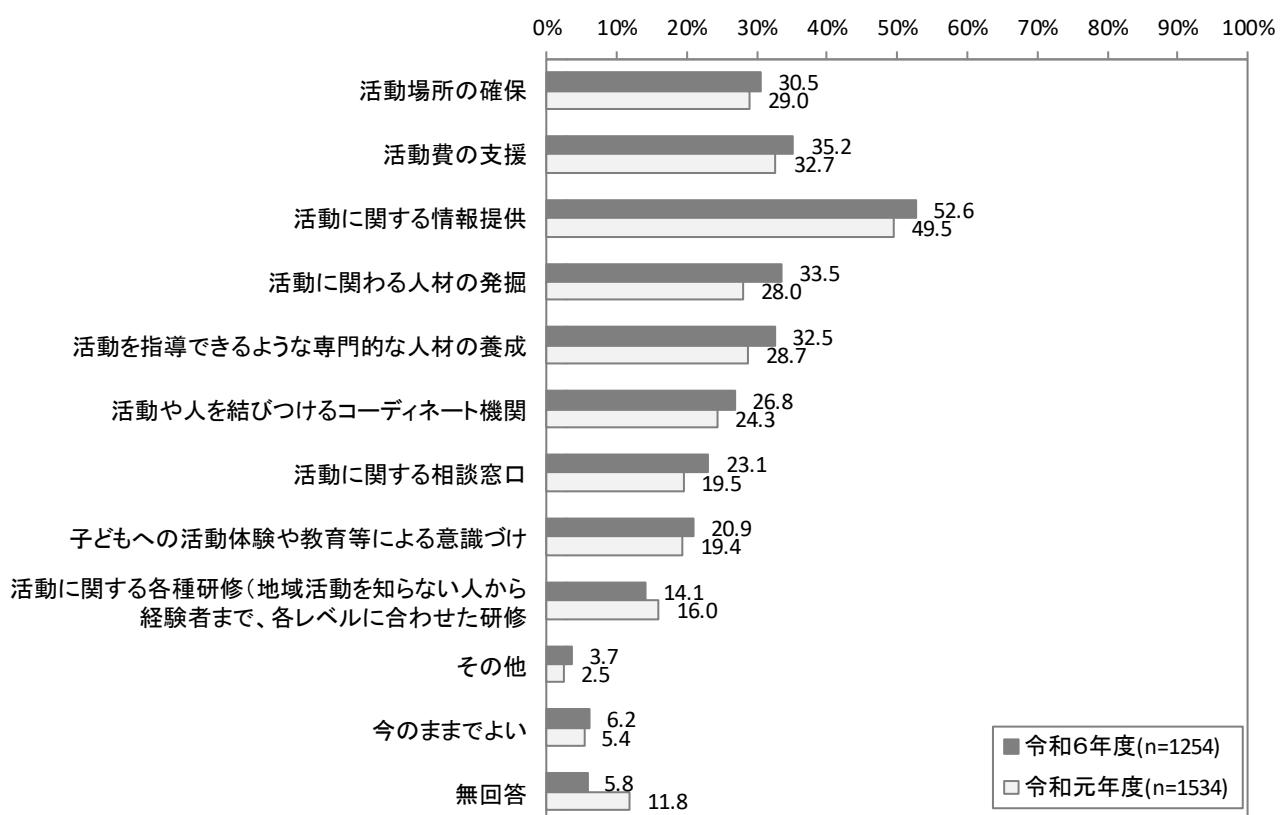


回答者数(人):実数 以下割合(%)	全体	性別/年齢											
		男性						女性					
		29歳 以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳 以上	29歳 以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳 以上
回答者数(人)	786	22	33	53	53	70	108	40	50	61	71	71	141
仕事が忙しいから	23.1	18.2	54.5	49.1	43.4	31.4	9.3	12.5	38.0	26.2	26.8	18.3	2.8
自分の体力や健康に自信がないから	16.4	9.1	0	0	1.9	10.0	27.8	5.0	6.0	6.6	12.7	15.5	40.4
家族の世話で余裕がないから	7.8	0	9.1	7.5	5.7	2.9	4.6	10.0	20.0	11.5	11.3	7.0	6.4
活動に参加する機会がないから	17.6	18.2	3.0	11.3	17.0	21.4	25.0	20.0	8.0	13.1	18.3	23.9	16.3
活動の内容がよくわからないから	3.7	4.5	0	1.9	5.7	1.4	3.7	12.5	2.0	3.3	9.9	4.2	0.7
活動の内容に不満があるから	0.1	0	0	0	0	1.4	0	0	0	0	0	0	0
自分の趣味を優先したいから	6.5	4.5	3.0	9.4	5.7	11.4	9.3	15.0	4.0	3.3	2.8	2.8	6.4
地域活動に興味がないから	7.8	13.6	9.1	11.3	9.4	8.6	7.4	10.0	10.0	11.5	5.6	7.0	3.5
どこで活動をしているのか わからないから	7.1	18.2	12.1	1.9	9.4	7.1	4.6	12.5	6.0	9.8	4.2	7.0	7.1
その他	4.2	4.5	6.1	3.8	0	1.4	1.9	0	4.0	9.8	5.6	2.8	7.1
無回答	5.7	9.1	3.0	3.8	1.9	2.9	6.5	2.5	2.0	4.9	2.8	11.3	9.2

② 地域活動などを活性化するために必要なこと

地域共生社会を目指す上で力を入れるべきことは、「活動に関する情報提供」が最も多く、次いで「活動に関わる人材の発掘」「活動を指導できるような専門的な人材の養成」「活動費の支援」が多くなっています。

図表 39 地域共生社会を目指す上で力を入れるべきこと（問 44）



6 地域福祉の推進に係る課題

課題1 包括的な相談体制・支援体制の強化

高齢化や人口減少の急速な進行などの社会構造の変化を背景に、「社会的孤立」や「制度のはざま」などの問題が表面化しています。

また、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーなど、さまざまな分野の問題が複雑に絡み合い、従来の分野ごとの支援のみでは対応が困難なケースが増えています。

アンケート調査結果でも、住み慣れた地域で安心してくらしていくために大切なこととして「福祉、医療、保健の連携による相談体制、支援体制の充実」という回答が最も多く、必要な人が漏れることなく適切な支援を受けられるよう、各分野の相談・支援機関や事業者、自治会や民生委員・児童委員といった地域住民など、多様な主体による連携を強化し、包括的な相談・支援体制づくりを進めています。

課題2 地域のつながりの強化と担い手の確保

核家族化の進行、生活様式の多様化、感染症の流行等から、市民を取り巻く環境が変化しています。

市民アンケート調査結果では、近所付き合いの満足度は上がっていますが、地域で生活する上で、住民同士のお互いのつながりやきずなを深める必要はないとした方の割合が増加していることから、地域のつながりが希薄化している状況にあると考えられます。

また、地域活動の活性化のために、活動についての情報提供や活動場所の確保といった支援のほか、人材の発掘や養成といった担い手の確保が求められています。

地域活動の適切な情報提供や担い手の確保など、多様な住民同士が交流するためのきっかけ作りに取り組むことで、地域のつながりを強化し、地域で課題を抱えている人を支える仕組みづくりを進めています。

課題3 だれもが地域で生活し続けられる取組の推進

本市にはさまざまな人がくらしており、すべての市民が、地域で孤立することなく、地域社会の一員としてともに生き、支え合う社会の実現を図ることが大切です。

今後も高齢や障がいなどによって判断能力に不安がある方に対する日常生活の援助、財産管理、福祉サービスの利用援助など、権利擁護に関する支援や相談が増加していくことが想定されます。

市民アンケート調査結果では、成年後見制度を「知らない」が2割、「制度を聞いたことはあるが、詳細まではわからない」という回答が約5割となっており、制度について十分に知られていないのが現状です。

成年後見制度は、高齢になっても、障がいがあっても、住み慣れた地域の一員として尊厳をもって生活できる地域社会をつくるための重要な手段の一つであるため、制度を広く周知し、市民生活の中に定着させられるよう取組を進めます。

また、犯罪や非行から立ち直ろうとしている人の中には、貧困や疾病、住居がないなど、地域社会の中で立ち直りに多くの困難を抱えている人も少なくありません。地域の中で犯罪や非行から立ち直ろうとする人への理解を深め、必要な支援につなげながら、立ち直ろうとする人を自然に受け入れられるような社会づくりを推進していくことが必要です。

だれもが地域で生活し続けられるよう、支えあいの意識を醸成し、地域全体で地域福祉を推進していきます。

第3章 計画の基本的な考え方

市では、これまでの地域福祉計画の基本理念として「お互いさま、みんなで支えあう地域づくり」を掲げ、支援を必要とするすべての方の気持ちに寄り添った地域づくりを目指し、できる限り地域で安心して生活を送ることができるよう、地域福祉の充実を図る取組を推進してきました。

本計画では、第4期計画の考え方や「えべつ未来づくりビジョン＜第7次江別市総合計画＞」のまちづくりの基本理念「みんなで支え合う安心なまち」、そして近年の国の動向や地域福祉計画に求められる内容を勘案したうえで、次のとおり基本理念及び基本目標・基本施策を見直します。

1 基本理念

みんなでつくる 支えあいのまち

2 基本目標・基本施策

基本目標1 だれもが相談しやすい仕組みづくり

血縁・地縁などの共同体の機能の希薄化や雇用の不安定化による生活保障の変容などにより、かつて日本社会を特徴づけていた社会のあり方が変わり、それに伴い市民生活が変化する中で、くらしにくさや困りごとなどを抱える人が増えてきており、また、多様で複合的な生活問題が深刻化しています。

これらの問題を個人や家族だけで対応することは難しくなってきているため、関係機関の連携や、包括的な支援体制を充実させることで、だれもが相談しやすい仕組みづくりを進めるとともに、世代や属性を超えて参加できる地域の居場所づくりなどを支援していきます。

また、SNSが普及している社会で、必要な人に必要な情報が届くように多様な情報提供の手段を検討していきます。

基本施策1 困りごとに対する支援体制の充実

基本施策2 福祉サービスについての情報提供の充実

基本目標2 お互いのくらしを支えあう地域づくり

地域のつながりが希薄化してきていることから、だれもが互いに尊重しあい、多様性を認めあい、支えあいながら生活していく「地域共生社会」を構築していくことが重要となっています。

そのため、支える側、支えられる側という関係を越えて、人と人、人と社会がつながり、すべての人が「他人事」ではなく、「我が事」として、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながらくらしていける地域づくりを進めていきます。

また、地域において、支援を必要とする人が増えていくため、地域住民、自治会、ボランティア団体、民生委員・児童委員などが連携を図り、福祉を担う人材を確保・育成しながら、互いに支えあう地域づくりを進めていきます。

基本施策3 地域における福祉活動の促進

基本施策4 ボランティア団体などの活動促進

基本施策5 協働による地域福祉体制の推進

基本施策6 福祉を担う人材の確保・育成

基本目標3 地域福祉を推進する環境づくり

子どもから高齢者、障がいのある人、罪を犯した人など、すべての人が住み慣れた地域で安心してくらし続けるために、支えあいの意識の醸成、権利擁護の取組、抱えている問題の共有など、地域全体で地域福祉を推進する環境づくりを進めていきます。

また、住み慣れた地域や居場所のバリアフリーを推進し、ユニバーサルデザインを取り入れること、災害時の救援体制を地域で整備することなど、安心して快適にくらせる生活環境づくりを進めていきます。

基本施策7 支えあい意識の醸成と環境づくり

基本施策8 地域で生活し続けられる取組の推進

基本施策9 安全・安心にくらせる生活環境づくり

3 計画の体系

基本理念	基本目標	基本施策	
みんなでつくる 支えあいのまち	基本目標 1 だれもが 相談しやすい 仕組みづくり	基本施策 1 困りごとに対する 支援体制の充実	①関係機関の連携促進と包括的な相談体制の構築 ②社会とのつながりづくりを支 援するための体制の充実
	基本目標 2 お互いのくらしを 支えあう 地域づくり	基本施策 2 福祉サービスについての 情報提供の充実	①福祉サービスについての 情報提供の充実 ②苦情相談などの周知
		基本施策 3 地域における 福祉活動の促進	①自治会による地域福祉活動 の促進 ②民生委員・児童委員の活動 の促進
		基本施策 4 ボランティア団体などの 活動促進	①ボランティア団体などの情報 発信 ②ボランティア団体などの活動 基盤強化
		基本施策 5 協働による 地域福祉体制の推進	①地域における連携体制づくり ②企業や団体に対する地域貢献 活動への働きかけ
	基本目標 3 地域福祉を推進する 環境づくり	基本施策 6 福祉を担う人材の 確保・育成	①担い手の掘り起しの推進 ②担い手の人材育成
		基本施策 7 支えあい意識の醸成と 環境づくり	①地域のサロンや集いの場づくり ②若年期からの福祉体験の促進 ③大学との連携の促進
		基本施策 8 地域で生活し続けられる 取組の推進	①権利擁護の取組の推進 ②再犯防止の取組の推進
		基本施策 9 安全・安心にくらせる 生活環境づくり	①バリアフリー・ユニバーサル デザインの推進 ②災害時に自力での避難が 困難な方への支援体制の整備

第4章 施策の展開

基本目標1 だれもが相談しやすい仕組みづくり

基本施策1 困りごとに対する支援体制の充実	①関係機関の連携促進と包括的な相談体制の構築 ②社会とのつながりづくりを支援するための体制の充実
基本施策2 福祉サービスについての情報提供の充実	①福祉サービスについての情報提供の充実 ②苦情相談などの周知

基本施策1 困りごとに対する支援体制の充実

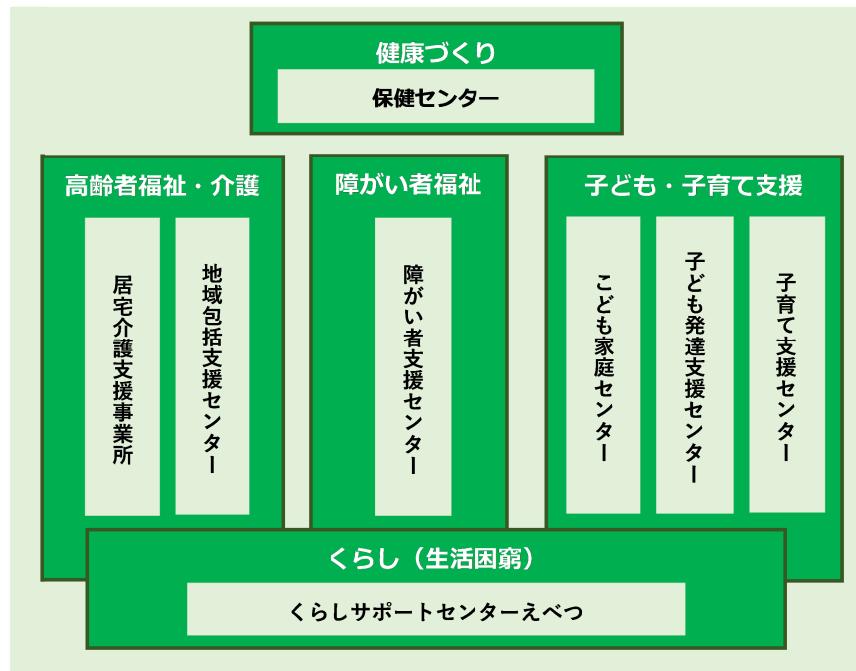
① 関係機関の連携促進と包括的な相談体制の構築

福祉の制度は、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者などの対象ごとに支援制度が整備され、その充実が図られてきました。一方で、市民が抱える地域生活問題は多様化し、複合的な問題を抱えた人や制度のはざまにある人が増加するなど、対応が難しいケースも出てきています。

地域住民の抱える問題や困りごとが、より複雑・複合化していくことが考えられ、市民アンケートの調査結果からも「福祉・医療・保健」の連携が求められていることから、今後も、支援を必要とする人に身近で分かりやすい相談支援体制を充実していきます。

また、個々の事情に応じたさまざまな相談窓口が互いに連携しながら、支援を必要とする人が、漏れることなく必要な支援を受けることができるよう、包括的な相談体制を構築し、充実を図っていきます。

包括的な相談支援体制



② 社会とのつながりづくりを支援するための体制の充実

すべての人が社会とのつながりを持ち続けられるよう、さまざまな制度や地域の社会資源を活用して、本人に合わせた社会参加を支援する体制づくりを進めていきます。

また、世代や属性を越えた居場所の整備や、多様な人が参加し、交流し、学び合うなど、地域の活性化を推進する体制づくりを研究していきます。



「地域共生社会ポータルサイト」厚生労働省HP

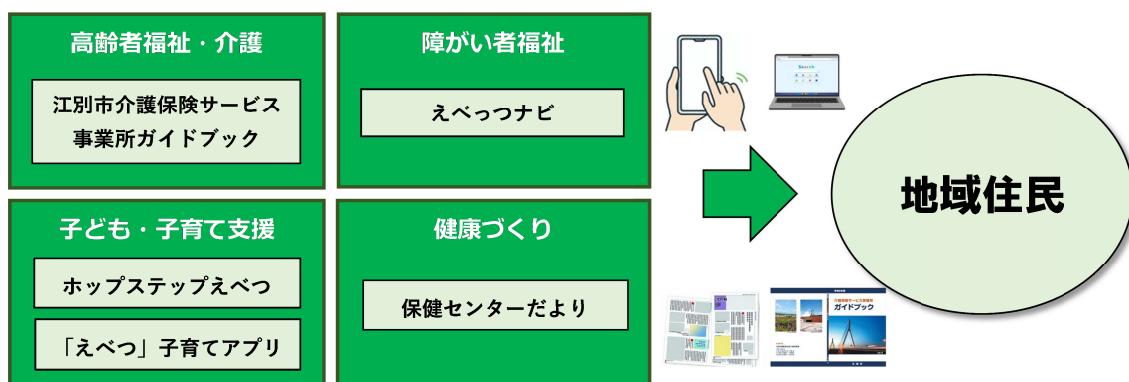
基本施策2 福祉サービスについての情報提供の充実

① 福祉サービスについての情報提供の充実

各種福祉サービスを必要としている人が容易に情報を入手できるよう、「広報えべつ」や市ホームページを中心とした情報発信のほか、「江別市介護保険サービス事業所ガイドブック」「江別市福祉事業所ガイドブック えべっつナビ」「保健センターだより」などの各分野で作成する情報誌、「えべつ子育てアプリ」やLINE等のSNSで情報発信を行っています。

市民アンケート調査でも年齢等によって情報の入手先が異なるという結果が出ており、情報の入手方法が多様化していることから、今後も必要な人に必要な情報が届くよう、多様な情報発信の手法を検討しながら、情報提供の充実に努めます。

各種福祉サービスの情報発信手段



② 苦情相談などの周知

市や各種福祉サービス事業者は、さまざまな苦情に対して迅速に対応する必要があります。

今後も、苦情内容の把握・検証を行い、サービスの改善に努めるとともに、苦情相談や苦情処理、問題解決のための仕組みや窓口を周知し、適切なサービスの提供が図られるよう働きかけていきます。

基本目標1の各成果を計る主な指標

基本施策1 困りごとに対する支援体制の充実

基本施策2 福祉サービスについての情報提供の充実

◎指標として市民アンケート調査結果を使用しているものについては、いずれも各施策に対応したものを設定しています。

指 標	基 準 (2024年)	目 標 (2033年)
日常生活の問題や不安なことを相談する先がある市民の割合 【基本施策1】	91.2%	
<指標（基準値）> 市民アンケート調査結果（問27「日常生活の問題や不安なことについての相談相手」の「どこに相談したらいいかわからない／相談できる相手がない」と「誰にも相談したくない」と「無回答」の合計8.8%を全体から引いた値）		
<目標値> 第4期計画策定時の市民アンケート調査結果に比べ基準値は減少しているが、相談支援体制の周知や各制度間の連携を強める中で今後は回復傾向となることを目指して設定		
子育てに関する相談件数 【基本施策1】	3,046 件	
<指標（基準値）> 市の第7次総合計画の基本理念の一つが「子どもの笑顔があふれるまち」であり、「子育てに関する相談件数」は子育て環境の充実を計る指標として重要な位置付けであるため。（令和5年度の子育てに関する相談件数）		
<目標値> 多様な手法で情報の提供を進める中で、子育てに関する相談件数も増加することを見込んで設定		
生活困窮者自立相談支援機関の支援実績の延べ件数 【基本施策1】	3,352 件	
<指標（基準値）> 生活困窮者自立相談支援機関（くらしサポートセンターえべつ）は、生活に関する困りごと全般の相談機関であり、「困りごとに対する支援体制の充実」で重要な位置付けであるため。（令和5年度の当該機関における支援実績の延べ件数）		
<目標値> 今後、関係機関の連携をより進めいくことから、支援や他機関との調整が増加していくことを見込んで設定		

指標	基準 (2024年)	目標 (2033年)
福祉全般に係るサービスなどの情報を入手できている市民の割合 【基本施策2】	91.3%	
<指標(基準値)> 市民アンケート調査結果（問42「福祉全般に係るサービスなどの情報の入手方法」の「情報の入手方法がない/わからない」と「無回答」の合計8.7%を全体から引いた値）		
<目標値> 第4期計画策定時の市民アンケート調査結果に比べ、基準値は増加している。多様な手法の情報提供で、情報を入手できる市民をより増やしていくことを目指し「増加」と設定		
江別市のホームページにおける福祉関係ページへのアクセス数 * 【基本施策2】	769,095件	
<指標(基準値)> 市民アンケート調査結果からも情報入手の手段としてインターネットが上位にあり、福祉サービス全般の情報提供の手段の一つとして、市ホームページによる情報提供は、重要な位置付けであるため。（令和5年度のアクセス数）		
<目標値> 令和4年度から5年度にかけてのアクセス数は増加しており、今後もインターネットでの情報提供が重要な位置を占めるため、目標は増加と設定		

基本目標2 お互いのくらしを支えあう地域づくり

基本施策3 地域における福祉活動の促進	① 自治会による地域福祉活動の促進 ② 民生委員・児童委員の活動の促進
基本施策4 ボランティア団体などの活動促進	① ボランティア団体などの情報発信 ② ボランティア団体などの活動基盤強化
基本施策5 協働による地域福祉体制の推進	① 地域における連携体制づくり ② 企業や団体に対する地域貢献活動への働きかけ
基本施策6 福祉を担う人材の確保・育成	① 担い手の掘り起しの推進 ② 担い手の人材育成

基本施策3 地域における福祉活動の促進

① 自治会による地域福祉活動の促進

自治会では、住み慣れた地域で、だれもが健康で安心してくらせるように、地域住民の交流事業や見守り活動などを通じて、助け合い・支え合い活動を行っています。

地域のつながりやきずなを深めるための地域活動にも積極的に取り組んでおり、社会福祉協議会との共同・連携による活動を維持していく必要があります。

今後も自治会活動の活性化を図るとともに、活動をするうえで必要な情報提供などを行いながら、自治会の自主的な活動を支援していきます。

② 民生委員・児童委員の活動の促進

民生委員・児童委員は、地域住民のさまざまな相談や見守り活動のほか、各専門機関とのパイプ役などを担っており、支援が必要な方の把握や継続的な支援活動に取り組んでいます。

これらの活動を行いやすい環境をつくるため、民生委員・児童委員への研修等の実施を支援するとともに、活動内容の周知を進めながら、関係機関とのさらなる連携強化を図ります。

また、民生委員・児童委員の担い手不足を解消できるよう、今後も民生委員児童委員連絡協議会や自治会等と連携しながら欠員の解消に向けた取組を検討していきます。

基本施策4 ボランティア団体などの活動促進

① ボランティア団体などの情報発信

ボランティアセンターに登録されているボランティア団体などの活動内容や活動者募集などは、引き続き社会福祉協議会のホームページに掲載し、情報提供を行っています。

また、「江別市民活動センター・あい」では、さまざまな市民活動団体を紹介する掲示物やカードの配布、市民活動団体を紹介するサイト「コラボのたね」を通じて情報提供を行うほか、市と協力関係にあるボランティア団体については、市のホームページに掲載するなど、複数の媒体を活用しながらボランティア活動や市民活動について情報提供を行っています。

今後も、ボランティア活動等を希望する人や支援が必要な人が情報を得られるよう、情報発信を継続するほか、SNSなどさまざまな手段を活用し、新たな担い手や支援者の掘り起しにもつなげていきます。

② ボランティア団体などの活動基盤強化

ボランティア団体などが活動するうえで、人材や施設の確保、資金調達、専門的技術の習得、情報収集といった、活動に必要な基盤を整えることは不可欠です。

これらすべてをボランティア団体だけで整えることは困難な場合も多いことから、人材確保のための相談・活動紹介やボランティア団体などを対象とした補助金・助成金交付の情報提供など、引き続き活動基盤の強化を図っていきます。

また、市民アンケート調査結果では、「地域活動やボランティア活動に参加したことなく、今後も参加するつもりはない」と答えた人の割合が増えていることから、情報発信や普及啓発などのきっかけづくりに引き続き取り組むとともに、今後も、ボランティア活動者の応急処置研修や、傾聴^{※4}ボランティアや手話、点訳奉仕員等のボランティア養成など、ボランティア団体が多様な活動に対応できるよう支援していきます。



基本施策5 協働による地域福祉体制の推進

① 地域における連携体制づくり

地域でだれもが安心して生活を送るためには、さまざまな問題に対応していくことが求められます。地域の中で、地域の実情を把握した自治会や民生委員・児童委員、それぞれの専門分野に詳しいNPO^{※1}や事業者、そして行政が互いに連携することにより、複雑化・多様化した生活問題の解決を図る体制づくりが必要となります。

また、地域住民が「我が事」として、支える側と支えられる側の区別なく地域福祉に参画できるような仕組みづくりを進めることができます。

今後も、互いの活動内容などを知る機会をつくり、地域住民を巻き込みながら各団体をつなげることで、お互いに助け合い、支え合う地域共生社会づくりに努めます。

② 企業や団体の地域貢献活動への働きかけ

市では、多くの企業や団体などと協定を締結し、地域課題の対応に向けた連携や、さまざまな人的あるいは物的支援の提供を受けています。

引き続き、より多くの企業や団体の活動を、地域が求める支援などに結びつけることができるよう、情報提供の仕組みづくりや情報発信に取り組み、求める側、提供する側のマッチングを行っていきます。



基本施策6 福祉を担う人材の確保・育成

① 担い手の掘り起こしの推進

地域活動を継続していくためには、活動の担い手やリーダーとなる人材の掘り起こしが重要となります。

各分野で人材の掘り起こしを進めてきましたが、コロナ禍によって人材の掘り起こしが停滞してしまった分野もあります。再び各分野における人材を掘り起こすためには、担い手となる可能性のある人への働きかけやきっかけづくりが重要となります。

地域共生社会を目指していくうえで、既存の福祉サービスを基盤としながら、住民参加による地域福祉を継続していくためには、すべての市民に対して、「他人事」ではなく「我が事」として福祉を考えるような継続的な意識啓発の充実や、地域活動に関心を持つ方が参加しやすい仕組みやきっかけが必要であることから、今後も担い手の掘り起こしのための環境づくりを進めていきます。

② 担い手の人材育成

担い手の掘り起こしに加えて、地域活動に関心を持つ市民に対して、活動に関する研修を行うことや、活動の機会を提供・調整していくことが必要となります。

社会福祉協議会のボランティアセンターでは、ボランティア活動の相談や活動情報提供などのコーディネーター的役割のほか、研修会等の人材育成も行っていましたが、コロナ禍中は研修等の取組は縮小していました。

今後も地域で活動する人材を育成するために、「江別市民活動センター・あい」による活動団体に関する情報提供や相談支援のほか、ボランティアセンターの運営充実や周知に取り組んでいきます。



基本目標2の各成果を計る主な指標

- 基本施策3** 地域における福祉活動の促進
- 基本施策4** ボランティア団体などの活動促進
- 基本施策5** 協働による地域福祉体制の推進
- 基本施策6** 福祉を担う人材の確保・育成

◎指標として市民アンケート調査結果を使用しているものについては、いずれも各施策に対応したものを設定しています。

指 標	基 準 (2024年)	目 標 (2033年)
日頃、近所の人と「困っているとき、相談をしたり、助けあう」市民の割合 【基本施策3】	9.8%	
<指標(基準値)> 市民アンケート調査結果(問15「近所の人との付き合い方」の「困っているとき、相談をしたり、助けあう」の値)		
<目標値> 第4期計画策定時の市民アンケート調査結果に比べ、基準値は減少している。今後は地域の中で支えあい意識の醸成に取り組み、増加していくことを目指して設定		
愛のふれあい交流事業の自治会実施事業数 * 【基本施策3】	232 事業	
<指標(基準値)> 「愛のふれあい交流事業」は、自治会が主体となって地域の高齢者や障がい者などを助け合う活動であり、「地域における福祉活動」で重要な事業であるため。(令和5年度の地域交流の集い活動の自治会実施事業数)		
<目標値> コロナ禍の影響で実施事業数が減少しているため、地域における支え合いの取組をコロナ禍以前の水準に戻すことを目指し増加と設定		
地域活動やボランティア活動に参加しない理由で「活動の内容がよくわからないから」「どこで活動しているのかわからないから」を選択した市民の割合 【基本施策4】	10.8%	
<指標(基準値)> 市民アンケート調査結果(問24「活動に参加していない理由」の「活動の内容がよくわからないから」と「どこで活動をしているのかわからないから」の合計値)		
<目標値> 活動内容や活動場所がわからないという回答割合は第4期計画策定時の市民アンケート調査結果と同水準だった。多様な情報発信の取組などで地域活動やボランティアについての情報を得られない市民をより減らしていくことを目指して設定。		

*印は、単年度当たりの数字

指標	基準 (2024年)	目標 (2033年)
ボランティア協力延べ活動人数 * 【基本施策4】	3,261人	
<指標（基準値）> ボランティア団体などの活動において、ボランティアで協力・活動する人が重要であるため。（令和5年度の活動人数）		
<目標値> コロナ禍の行動制限を受け、活動人数は減少している。今後9年間でコロナ禍以前の水準に戻すことを目指して増加と設定		
市と住民が一体となり、協力して福祉活動が「十分行われている」「まあ行われている」と感じる市民の割合 【基本施策5】	23.8%	
<指標（基準値）> 市民アンケート調査結果（問43「まちぐるみの福祉活動に関する評価」の「十分行われている」と「まあ行われている」の合計）		
<目標値> 「十分行われている」、「まあ行われている」の回答割合が、第4期計画策定時の市民アンケート調査結果と比べると増加しており、今後もこのまま増加することを目指して設定		
地域活動やボランティア活動などの支援活動に「現在参加している／参加したことがある」市民の割合 【基本施策6】	36.2%	
<指標（基準値）> 市民アンケート調査結果（問21「支援活動の参加の有無」の「現在参加している／参加したことがある」の値）		
<目標値> 第4期計画策定時の市民アンケートの結果に比べ、基準値は微増している。「参加したことがないが、機会があれば参加したい」という回答割合が全体の2割程度あることから、その層が活動に参加することを目指して設定		
認知症サポーター数（累計） 【基本施策6】	11,619人	
<指標（基準値）> 認知症に関する正しい知識と理解を持った認知症サポーターが、まちづくりを担う地域リーダーとして活躍することも期待されているため。（令和5年度の市内の認知症サポーターの数）		
<目標値> 市の「高齢者総合計画」に合わせ、認知症サポーター数は増加として設定		

*印は、単年度当たりの数字

基本目標3 地域福祉を推進する環境づくり

基本施策7 支えあい意識の醸成と環境づくり	① 地域のサロンや集いの場づくり ② 若年期からの福祉体験の促進 ③ 大学との連携の促進
基本施策8 地域で生活し続けられる取組の推進	① 権利擁護の取組の推進 ② 再犯防止の取組の推進
基本施策9 安全・安心にくらせる生活環境づくり	① バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 ② 災害時に自力での避難が困難な方への支援体制の整備

基本施策7 支えあい意識の醸成と環境づくり

① 地域のサロンや集いの場づくり

子育てひろばや通いの場など子どもから高齢者まで、障がいの有無に関係なく身近な地域で気軽に集まり、交流できる居場所を充実させることで、地域のコミュニケーションが円滑になり、支えあいなどの関係づくりにつながります。

また、地域の交流、居場所づくりは、地域の担い手の掘り起こしや、孤独・孤立を防ぐことにもつながります。

今後も、幅広い対象者に対して、スポーツや健康づくり、交流、集いの場などの多様な交流機会を創出し、支えあい意識の醸成を図ります。

② 若年期からの福祉体験の促進

地域福祉活動の担い手の高齢化が進んでいることもあり、次世代の地域の担い手づくりが必要であることから、若年期からの地域福祉活動に対する意識醸成を図ることはますます重要となります。

福祉施設での体験活動など、コロナ禍に一部の取組で縮小してしまったものもありますが、今後も、小中高生を対象に学校における総合的な学習の時間を活用した意識啓発や、社会福祉協議会で実施しているワークキャンプ^{※34}などの取組を活用し、地域福祉に触れる機会の充実を図ります。

③ 大学との連携の促進

市内には4つの大学（酪農学園大学、北翔大学、札幌学院大学、北海道情報大学）があり、市では各大学並びに江別商工会議所と包括連携協定を締結し、さまざまな地域課題解決の取組を行うための環境整備や、地域活性化に資する全市的なプロジェクトの推進を目指しています。今後も、大学の知的資源を活かし、地域課題に対する研究費助成や学生の地域活動支援などの事業を通じて、大学と地域の連携を促進していきます。

基本施策8 地域で生活し続けられる取組の推進

① 権利擁護の取組の推進

認知症や知的または精神障がいなどによって、判断能力に不安がある方に対する成年後見制度などの権利擁護は、高齢化の進展とともにその必要性が高まっています。

また、高齢者、障がい者、子ども等への虐待やハラスメント、DVなどは、人権を著しく侵害し、心身の健康または生命に深刻な影響を及ぼす行為であるとの理解を深め、各機関の連携により被害を未然に防止するとともに、早期発見に努めることが必要となります。

認知症や障がいなどを抱えた人が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送るために、地域の見守りによる虐待の早期発見、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業や成年後見制度といった一連の権利擁護の体制整備を引き続き進めます。

主な権利擁護体制整備の内容

- ▼ 江別市成年後見支援センター： 市が社会福祉協議会に委託している事業で成年後見制度に関する相談や手続き支援、普及啓発、市民後見人の養成・支援などを実施
- ▼ 日常生活自立支援事業 : 社会福祉協議会が行っている事業で、必要な自立生活支援専門員^{※14}や生活支援員^{※16}を配置し、相談から利用援助契約の締結（生活支援計画の策定）、その内容に基づく具体的なサービスの提供やモニタリング^{※31}などを実施

② 再犯防止の取組の推進

近年は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の比率が増加傾向にあり、社会生活を営むうえでさまざまな課題を抱え、社会復帰できないことが犯罪を繰り返す大きな要因と考えられています。

犯罪や非行をした人が再び罪を犯すことなく社会復帰できるよう、地域社会全体で課題を共有し、就労支援や住まいの確保をはじめとした孤立させない息の長い支援等を行うとともに、市民が安全で安心にくらせる社会を実現するための活動を推進していきます。

基本施策9 安全・安心にくらせる生活環境づくり

① バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

すべての市民が生活しやすく、移動しやすいまちづくりを目指して、引き続き、日常生活環境におけるバリアフリー化を進めるとともに、だれもが必要な情報を適切な手段で得られるよう情報のバリアフリーの充実を図ります。

また、高齢者や障がいのある方をはじめ、より多くの人が快適に利用できるユニバーサルデザインの考え方を取り入れた生活環境づくりを推進します。

② 災害時に自力での避難が困難な方への支援体制の整備

市では、災害が発生した際、本人または家族の支援のみでは避難が困難な人を対象とする避難行動要支援者避難支援制度についてさまざまな機会を通じて普及促進に努めているほか、地域の自主防災組織などに対し、防災訓練や防災意識啓発を目的としたセミナー、救命講習を開催するなど、地域での取組を支援しています。

また、障がい者や介護度の高い人など、一般の避難所では生活することが困難な人が、より整った環境で避難生活ができるように市内の社会福祉施設の協力を得て、福祉避難所の設置運営に関する協定を締結しています。

今後も、災害が起きた際に、地域で安全・安心にくらしていくために、災害時のことさまざまな対応を迅速かつ的確に行えるよう、防災体制を強化するとともに、関係機関との連携を進めていきます。



基本目標3の成果を計る主な指標

- 基本施策7** 支えあい意識の醸成と環境づくり
基本施策8 地域で生活し続けられる取組の推進
基本施策9 安全・安心にくらせる生活環境づくり

◎指標として市民アンケート調査結果を使用しているものについては、いずれも各施策に対応したものを設定しています。

指 標	基 準 (2024 年)	目 標 (2033 年)
29 歳以下の回答者の中で地域活動やボランティア活動などの支援活動に「現在参加している／参加したことがある」市民の割合 【基本施策7】	26.7%	
<指標（基準値）> 市民アンケート調査結果（問 21「支援活動の参加の有無」の 29 歳以下の女性回答者で地域活動などへの参加意欲が高く、若い世代にもっと地域活動へ参加してもらいたいと考え、29 歳以下の男女の回答者を 100%とした場合に、「現在参加している／参加したことがある」割合を再計算した結果の値）		
<目標値> 第4期計画策定時の市民アンケートの結果に比べ、基準値は増加している。若年期からの福祉体験の取組等を進め、若い世代の参加が増加することを目指して設定		
江別市内「通いの場」情報誌への掲載団体数 * 【基本施策7】	179 団体	
<指標（基準値）> 高齢者をはじめとしたさまざまな対象者に対して、スポーツや健康づくり、集いの場などのさまざまな内容で開催している「通いの場」の創出が、「支えあい意識の醸成と環境づくり」において重要な内容であるため。(令和5年度末時点の「通いの場」情報誌への掲載団体数)		
<目標値> 「通いの場」として掲載している多種多様なサークルを多くの市民に知つてもらい、参加してもらうことが重要であるため、現状の団体数から増加していくことをを目指し設定		

*印は、単年度当たりの数字

指標	基準 (2024年)	目標 (2033年)
成年後見制度を知っている市民の割合 【基本施策8】	27.4%	
指標（基準値）> 市民アンケート調査結果（問37「成年後見制度の認知度」の「制度の内容を知っている」の値）		
<目標値> 「制度を聞いたことはあるが、詳細まではわからない」の回答割合が50.6%あり、「制度の内容を知っている」状態まで制度の理解を深められるよう普及啓発を進めることを目指し設定		
再犯防止のための立ち直り支援が必要と考える市民の割合 【基本施策8】	79.4%	
指標（基準値）> 市民アンケート調査結果（問40「過去に罪を犯した人の立ち直り支援」の「必要である」「どちらかといえば必要である」の合計値）		
<目標値> 「必要である」43.4%、「どちらかといえば必要である」36.0%と高い回答割合にあるが、再犯防止制度についての普及啓発を進めることで、「必要（合計）」の割合がさらに増加することを目指し設定		
日常生活での不安や悩みがない市民の割合 【基本施策9】	16.3%	
<指標（基準値）> 市民アンケート調査結果（問26「日常生活における問題や不安なこと」の「とくに問題や不安はない」の値）		
<目標値> 「とくに問題や不安はない」の回答割合が、第4期計画策定時の市民アンケート調査結果から微減しているが、各施策や地域での取組で減少傾向に歯止めをかけることをを目指して設定		

*印は、単年度当たりの数字

第5章 計画の推進に向けて

1 市民・事業者・社会福祉協議会・行政の役割

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが地域社会の構成員であることを自覚し、自身がくらす地域の課題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、地域福祉に対する意識を高めていくことが大切です。

また、自治会へ加入するなど、地域福祉活動の担い手として、積極的な活動への参加が求められています。

自治会や民生委員・児童委員は、住民に近い「地域」という圏域で、顔の見える関係づくりや福祉サービスの情報提供などを行い、地域福祉活動の担い手としての活動が更に期待されています。

ボランティアやNPOは、それぞれの活動の分野で、活動内容の充実とサービスの多様化を図り、複雑化・複合化する福祉ニーズに対応することが期待されています。

(2) 事業者の役割

福祉サービスを提供する事業者には、利用者の自立支援やサービスの質の確保、事業やサービス内容の情報提供及び公開、関係機関などとの連携強化を図ることが求められています。

関係機関や関係団体などとは相互に連携を図るとともに、市や社会福祉協議会とも連携して地域福祉活動を推進することや、地域の一員として地域貢献活動による福祉のまちづくりに努めることも期待されています。

(3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法に、地域福祉の推進を担う団体として明確に位置付けられており、本計画と連携し策定する「第5期地域福祉実践計画」に基づき、事業やサービスを行います。

地域福祉活動の中心的な担い手として積極的に地域へ出向き、地域福祉への市民参加の促進をはじめ、民間福祉団体の先導役、更には、市民や関係機関・団体と行政間の調整役を担うことが求められています。

(4) 行政の役割

地域福祉の充実に向けて、地域とのネットワークを活用しながら、多様化する地域のニーズを把握し、福祉施策を効率的に推進していきます。

また、地域の福祉活動を促進するための情報提供や、担い手の連携・協働の場づくり、担い手や支援者の掘り起こしなどに努め、地域の特性や課題に対応した地域福祉活動への支援を推進します。

庁内外の関係部署間の分野を超えた連携をより一層強化し、市民への多様なサービスを提供する体制を構築して、各施策を推進していきます。

2 計画の検証

(1) 計画の進行管理

計画の検証については、市が毎年度実施する地域福祉分野における市の事務事業評価によって各事業の進捗状況を把握します。また、社会福祉協議会などの関連事業の進捗状況を把握するなど、市民意識や活動実態の把握に努めていきます。

さらに、施策や事業の評価、見直し、改善についての検討を行い、次年度以降の施策や事業の実施に活かしていきます。

(2) 計画の評価

計画を着実に推進していくためには、各施策の進捗状況を把握する必要があります。計画の更なる推進に向けて、庁内の事務事業評価を毎年度実施していきます。また、内部評価だけではなく、計画見直し時（次期計画策定時）に、市民アンケート調査で各施策の市民評価を行います。

毎年度実施する事務事業評価と市民評価を比較することで、市と市民との視点の違いなどを明らかにし、更なる計画の推進につなげていきます。



第二期江別市成年後見制度利用促進基本計画

第二期江別市成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度とは…

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分ではない人は、預貯金や不動産など財産の管理、日常生活に必要な介護サービスなどの利用の手続きや施設への入所に関する契約などを、自分で行うことが難しい場合があります。また、適切な判断ができずに、不利益な契約を結んでしまうなど、悪徳商法の被害にあうことも懸念されます。

成年後見制度とは、意思決定に支援を必要とする人に代わって、成年後見人等が本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、財産管理やくらしの手続き、契約行為などを行うことにより、本人を守り支援する制度です。

成年後見制度には、任意後見制度と法定後見制度の2つがあります

■ 任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力の低下に備え、あらかじめ本人が選んだ代理人（任意後見人）と、本人の代わりにやってもらいたいことを契約しておく制度です。任意後見契約は、公証人が作成する公正証書によって締結します。本人の判断能力が低下した際に、本人や家族等の申立てにより、家庭裁判所が任意後見監督人を選任すると契約の効力が生じます。

■ 法定後見制度

本人の判断能力が不十分と認められた場合に、家庭裁判所が成年後見人等を選任する制度です。本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分かれます。成年後見人等は、家族や親族、弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士などの資格を持つ人のほか、親族ではない地域の法人（社会福祉協議会など）や市民後見人※が選任される場合があり、同時に複数人が選任される場合もあります。

※市民後見人とは…

地域に貢献したい市民で、江別市成年後見支援センター（P62）が実施する養成講座を修了し、成年後見制度に関する必要な知識・技術などを身につけた人です。養成講座修了後、成年後見支援センターの市民後見人候補者名簿に登録され、家庭裁判所から選任されることにより、市民後見人として活動をスタートします。

市民後見人は、本人の権利を守り、地域で生活を続けるための身近なサポート役として注目されており、身寄りのない高齢者の増加などを背景に、今後、市民後見人のニーズは一層高まると考えられます。

例えば、こんな困りごと…

お金の管理ができない

年金が入るとすぐ使ってしまい、家賃や公共料金が払えない…



子どもの将来が不安

私がいなくなったら、障がいのある子どもの面倒を見てくれる人がいない…

悪い人にだまされている？

高価なものをよくわからないまま買わされてしまう…

様々な手続きがわからない

市役所などからさまざまな書類が届いたけど、内容がわからず放置している…



江別市の現状

少子高齢化が進行し、ひとりぐらしの高齢者の増加、家族や地域とのつながりの希薄化など、地域の中で支援が必要な人が増えていることに伴い、自ら相談やSOSを発することができない人も増えています。

認知症や知的障がいなどにより、判断能力が十分ではないために、日常生活や財産管理に支障が生じている人の権利を守る「権利擁護支援」を地域の中で行っていくことが重要です。

本市の認知症高齢者や療育手帳・精神保健福祉手帳所持者は、いずれも増加傾向にあり、権利擁護支援の重要な手段である成年後見制度のニーズは一層高まると考えられます。

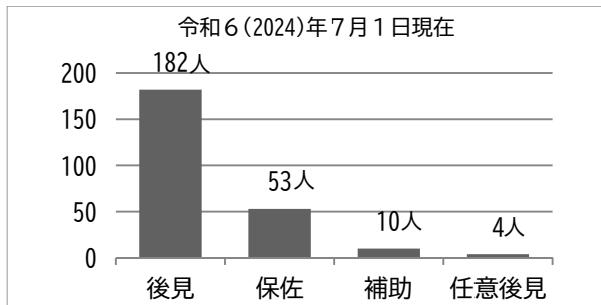
■ 地域で支援が必要な人の状況

地域で支援が必要な人	平成31(2019)年度	令和6(2024)年度	比較
認知症高齢者（日常生活自立度Ⅱ以上※）	3,887人	4,168人	+281人
療育手帳・精神保健福祉手帳所持者	2,105人	2,763人	+658人

※介護保険要介護認定の審査判定指標で、認知症により日常生活に何らかの介護・支援を必要とする状態。

【介護保険課・障がい福祉課（各年4月1日現在）】

■ 成年後見制度利用者数の状況

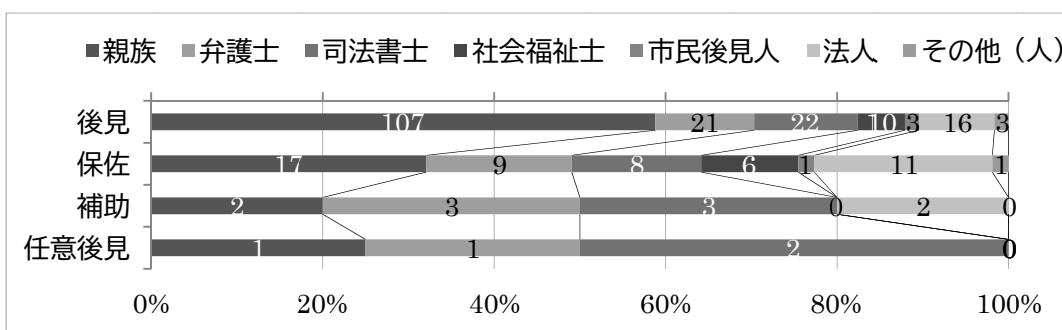


【札幌家庭裁判所提供資料「成年後見制度利用者数等一覧表」】

■ 成年後見人等の割合

本市の成年後見制度利用者と成年後見人等の関係について、後見人では親族が半数以上を占めしており、保佐人・補助人では親族以外の資格を持つ人の割合が高い状況です。

今後、増加が見込まれる成年後見制度へのニーズに対応するためには、親族や資格を持つ人だけではなく、地域の身近な担い手として、市民後見人の活躍が期待されます。

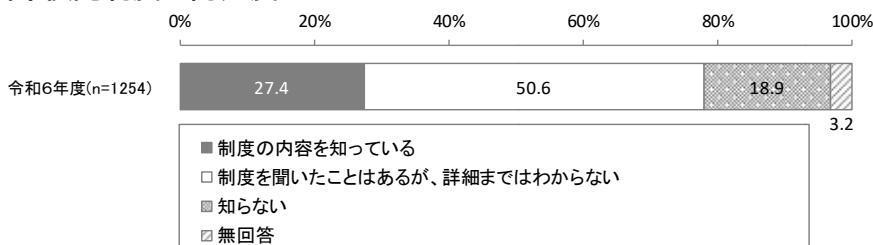


【札幌家庭裁判所提供資料「成年後見制度利用者数等一覧表」（令和6(2024)年7月1日現在）】

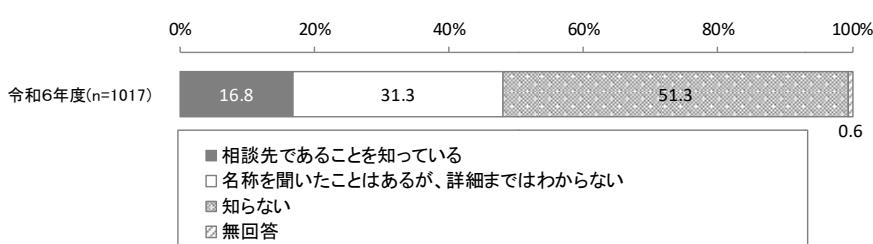
■ 第5期江別市地域福祉計画策定に係るアンケート調査結果

「本人の権利を守る制度が必要」という回答が約8割となっている一方で、成年後見制度を「知らない」あるいは「制度を聞いたことはあるが、詳細まではわからない」という回答は約7割、成年後見支援センターを「知らない」あるいは「名前を聞いたことはあるが、詳細まではわからない」という回答は約8割となっており、成年後見制度の詳細や仕組み、成年後見制度を含む権利擁護支援の相談先が十分に知られていないのが現状です。

・成年後見制度の認知度



・成年後見支援センターの認知度



これまでの取組～中核機関の設置～

本市では、支援の必要な人が地域で安心してくらしていけるよう、平成29年11月に成年後見制度を含む権利擁護支援に関する相談などを行う「江別市成年後見支援センター」の運営を、江別市社会福祉協議会に委託し、開設しました。

その後、令和3年8月に「第1期江別市成年後見制度利用促進基本計画」の策定を経て、令和4年3月、江別市成年後見支援センターを成年後見制度の具体的な取組の中心的役割を担う機関（中核機関）に位置づけました。

江別市成年後見支援センターは、こんな活動をしています！

- | | |
|----------------|----------------------|
| ・権利擁護支援の総合相談 | …毎年130件以上の新規相談を受付 |
| ・成年後見制度利用の手続支援 | …難しい書類の書き方などをお手伝い |
| ・成年後見制度の普及啓発 | …毎年講演会には100名以上の市民が参加 |
| ・市民後見人の養成 | …これまで57名の市民が受講 |



めざす「まち」の姿

基本理念

すべての人の尊厳と意思が尊重され
住み慣れた地域で安心して いきいきと暮らせるまち

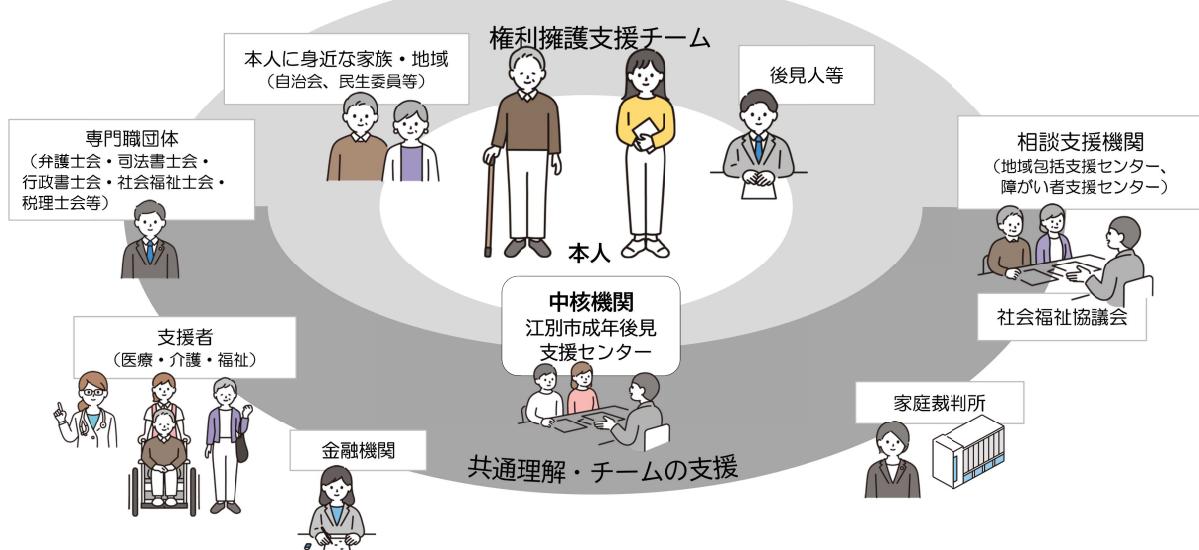
本市では、認知症の症状や障がいの有無に関わらず、世代や分野を超えてだれもが安心して地域社会に参加し、自分らしくくらし続けることができるよう、成年後見制度を含む権利擁護支援の充実をめざします。（地域共生社会の実現）

主な取組：中核機関（江別市成年後見支援センター）の充実

■ 権利擁護支援の中核となる地域連携ネットワークの推進

- ・権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、支援につなげていくために、身近な家族や地域の人には成年後見人等が加わり、本人を中心とするチームとなって支援していきます（権利擁護支援チーム）。
- ・中核機関は、権利擁護支援チームへの理解を広め、関係機関や専門職団体などで構成される「江別市成年後見制度地域連携ネットワーク推進協議会」を活用して、ネットワークの中核となり権利擁護支援チームをバックアップしていきます。
- ・江別市社会福祉協議会では、権利擁護支援が必要な人のために、「日常生活自立支援事業」を実施し、福祉サービスの利用に関する相談や助言、日常的な金銭管理を支援していることから、本人の状況に応じて「日常生活自立支援事業」から成年後見制度への円滑な移行を推進します。

【権利擁護支援の地域連携ネットワーク】 イメージ図



■ 広報機能、利用促進機能の充実

- ・成年後見制度を正しく理解し、だれもが安心して利用できるよう、制度の仕組みや手続きの流れ、身近な相談先である成年後見支援センターなどについて、パンフレットやホームページを活用するほか、市民向け講演会や出前講座などにより、地域に広く周知します。
- ・権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、支援するとともに、成年後見制度を含む権利擁護支援の利用を促進します。

■ 相談機能の充実

- ・成年後見制度を含む権利擁護支援の総合相談体制の充実を図り、法定後見や任意後見などの相談を支援につなげます。
- ・判断能力が十分ではない人が、自分の意思で生活を送り、安心して地域社会に参加できるよう支援します（意思決定支援）。
- ・財産管理だけではなく、本人の状況に配慮した自分らしい生活を送れるよう、地域包括支援センターや障がい者支援センター^{※11}など地域の相談支援機関との連携を強化します（身上保護）。
- ・地域の相談支援機関が地域連携ネットワークを活用し、本人や家族の支援を検討する場に法律や福祉の専門職を派遣するなど、より適切に対応できるよう支援します。

■ 成年後見人支援機能、チーム支援の推進

- ・意思決定支援や身上保護など権利擁護支援を重視し、本人の状況に応じた成年後見人等のマッチングを行います（受任調整）。
- ・親族後見人をはじめとした成年後見人等が、孤立することなく安心して後見活動を行うことができるよう、地域連携ネットワークを活用したチーム支援体制を整えます。
- ・本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と成年後見人等が連携して本人を見守る体制を構築することにより、本人を中心とした継続的なチーム支援につなげていきます。
- ・親族後見人等が、知識や経験不足により不適切な事務を意図せず行うことがないよう、家庭裁判所と連携しサポートします。

■ 市民後見人の育成・活躍支援

- ・市民後見人の役割を広く地域に知つもらうため、ホームページや出前講座などを通して継続的な周知を図ります。
- ・市民後見人が必要な知識やスキルの向上、権利擁護支援の理解を深めることができるようフォローアップ研修を実施します。
- ・中核機関は、日常的に後見活動をバックアップし、市民後見人が活躍できる機会を増やします。

■ 成年後見制度利用支援事業の適正・円滑な推進

- ・成年後見制度による支援が必要な場合であっても、本人に身寄りがないなど、制度の申立てをすることが難しい場合に、市長が家庭裁判所に対して後見等開始の審判の申立てを行い、成年後見支援センターや家庭裁判所等と連携し、適切・迅速な制度利用につなげます。
- ・経済的な事情により、申立費用や成年後見人等の報酬を負担することが難しい場合は、市がその費用の一部を助成することにより、制度の利用を促進します。

資料編

資料1 江別市地域福祉計画策定経過

資料2 市民アンケート調査概要

資料3 社会福祉法（抜粋）

資料4 成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

資料5 再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

資料6 江別市地域福祉計画（案）に関する市民意見

資料7 用語解説

資料1 江別市地域福祉計画策定経過

(1) 策定経過

年	月	策定経過
令和6年	6月	<p>第1回江別市社会福祉審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5期江別市地域福祉計画の策定について ・地域福祉計画策定部会の設置について ・計画策定の概要について ・市民アンケート調査について
		<p>第1回地域福祉計画策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会長の選出 ・臨時委員の設置 ・計画策定の概要について ・市民アンケート調査について
	7月	<p>第2回地域福祉計画策定部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時委員の委嘱 ・第4期江別市地域福祉計画の現状分析について ・第5期計画の施策体系（案）について ・市民アンケート調査票（案）について
		市民アンケート調査の実施（実施期間7月16日～8月2日）
	10月	<p>第3回地域福祉計画策定部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート調査結果について ・第5期計画骨子（案）について ・第5期計画施策展開（案）について
		<p>第4回地域福祉計画策定部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について
	11月	<p>第2回江別市社会福祉審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員の委嘱 ・計画素案について
令和7年	1月	パブリックコメントの募集（募集期間12月9日～1月9日）
	2月	<p>パブリックコメントに4名の市民から応募を受理</p> <p>第3回江別市社会福祉審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント（意見募集）実施結果について ・計画案について

(2) 江別市社会福祉審議会委員名簿

(任期：令和3年11月1日から令和6年10月31日)

区分	氏名	所属団体等	策定部会
社会福祉 に関する 事業等に 従事する者	◎工藤 祐三	江別市社会福祉協議会	
	○田尾 和夫	江別市民生委員児童委員連絡協議会	★
	森谷 良雄	江別市自治会連絡協議会	★
	阿部 実	江別市高齢者クラブ連合会	★
	小高 久子	江別市母子会	
	松村 昭二	江別身体障害者福祉協会	
	東 則子	NPO法人 江別手をつなぐ育成会	★
	河村 純子	江別市女性団体協議会	★
	菊本 美知子	江別市赤十字奉仕団	
	米内山 陽子	江別市子ども会育成連絡協議会	★部会長
学識 経験者	帆苅 祐一	NPO法人 江別あすか福祉会	
	那須 崇	江別市民間社会福祉施設連絡協議会	★
	大澤 真平	札幌学院大学	
	八巻 貴穂	北翔大学	★
	義平 大樹	酪農学園大学	
	今野 渉	江別医師会	
	高垣 智	江別商工会議所	
	内田 京	江別青年会議所	
公募に による者	白井 真樹	江別市私立幼稚園連合会	
	酒谷 由美子	札幌薬剤師会江別支部	
	廣橋 賢	札幌歯科医師会江別支部	
臨時委員	赤川 和子	市民公募	★
	五十嵐 友紀子	市民公募	★
	増田 秀男	市民公募	★
佐藤 貴史	江別市社会福祉協議会（江別市成年後見支援センター長）		★

(◎：会長、○：副会長、敬称略)

(任期：令和6年11月1日から令和9年10月31日)

区分	氏名	所属団体等	備考
社会福祉 に関する 事業等に 従事する者	◎工藤 祐三	江別市社会福祉協議会	
	田尾 和夫	江別市民生委員児童委員連絡協議会	
	森谷 良雄	江別市自治会連絡協議会	
	○藤田 政典	江別市高齢者クラブ連合会	
	小高 久子	江別市母子会	
	松村 昭二	江別身体障害者福祉協会	
	東 則子	NPO法人 江別手をつなぐ育成会	
	河村 純子	江別市女性団体協議会	
	菊本 美知子	江別市赤十字奉仕団	
	米内山 陽子	江別市子ども会育成連絡協議会	
学識 経験者	井川 達也	NPO法人 江別あすか福祉会	
	那須 崇	江別市民間社会福祉施設連絡協議会	
	大澤 真平	札幌学院大学	
	八巻 貴穂	北翔大学	
	義平 大樹	酪農学園大学	
	今野 渉	江別医師会	
	高垣 智	江別商工会議所	
	小町 通洋	江別青年会議所	
公募に による者	村山 昭二	江別市私立幼稚園連合会	
	酒谷 由美子	札幌薬剤師会江別支部	
	廣橋 賢	札幌歯科医師会江別支部	

(順不同・敬称略)

(3) 江別市社会福祉審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における社会福祉に関する基本的事項を調査、審議するため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の趣旨に基づき、市長の諮問機関として江別市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置し、もって市民福祉の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(組織)

第2条 審議会は、委員24人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 社会福祉に関する事業等に従事する者

(2) 学識経験者

(3) 公募による者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のなかからこれを互選する。

2 会長は、審議会を代表し、議事、その他会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

4 会長、副会長ともに事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(専門部会)

第5条 審議会に次の専門部会（以下「部会」という。）を置く。ただし、必要に応じてその他の部会を置くことができる。

専門部会名	調査審議する事項
心身障がい者福祉専門部会	心身障がい者の福祉に関する事項
高齢者福祉専門部会	高齢者の福祉に関する事項
児童福祉専門部会	児童福祉に関する事項

2 部会は、審議会から付託され、又は委任された事項を審議するほか、会長が定める軽易な事項について処理することができる。

3 前項に規定するもののうち、審議会が部会に委任した事項は、部会の決議をもって審議会の決議にかえるものとする。ただし、部会長は、この決議事項をその都度会長に報告しなければならない。

4 部会に属するべき委員は、会長が指名する。

5 部会に部会長を置き、部会に属する委員の中から互選する。

6 部会長は、特別な事項を調査、審議する必要があると認めるときは、部会に諮り、臨時委員を置くことができる。

7 臨時委員は、会長の推薦により市長が委嘱する。

8 臨時委員は、当該特別な事項の調査、審議が終了したときは、解任されるものとする。

(招集)

第6条 審議会は、会長が招集し、部会は部会長が招集する。

(会議)

第7条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前2項の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は、別に規則で定める。

資料2 市民アンケート調査概要

(1) 調査目的

第5期江別市地域福祉計画策定に係る基礎資料として、地域福祉のあり方に関する意見を反映させるため、市民を対象としたアンケート調査を実施。

(2) 調査方法

【対象地区】 江別市全域

【対象者数】 江別市に居住する 18 歳以上の個人 3,000 名

【抽出方法】 住民基本台帳から居住地・性別・年齢の構成比に配慮した層化無作為抽出

【調査方法】 郵送配布・郵送回収またはオンライン回収

【調査時期】 令和6年7月

(3) 主な調査項目

- ・回答者の属性
- ・近所付き合いについて
- ・地域活動やボランティアについて
- ・日常生活での不安や悩みについて
- ・地域での生活について
- ・災害対策について
- ・成年後見制度について
- ・再犯防止について
- ・福祉行政について

(4) 回収結果

	件 数	回収率
配布数	3,000	—
回収数	1,254	41.8%

【地区別の配布数、回収数】

地区別	配布数（票）	回収数（票）	回収率
江別地区	1,189	486	40.9%
野幌地区	1,075	428	39.8%
大麻地区	736	275	37.4%
その他		4	
無回答		61	
合計	3,000	1,254	41.8%

【性別別の配布数、回収数】

性別	配布数（票）	回収数（票）	回収率
男性	1,407	551	39.2%
女性	1,593	686	43.1%
答えたくない		7	
無回答		10	
合計	3,000	1,254	41.8%

【年齢別の配布数、回収数】

年齢別	配布数（票）	回収数（票）	回収率
29歳以下	357	79	22.1%
30歳代	342	104	30.4%
40歳代	427	159	37.2%
50歳代	490	186	38.0%
60歳代	504	233	46.2%
70歳以上	880	471	53.5%
無回答		22	
合計	3,000	1,254	41.8%

資料3 社会福祉法（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第10章 地域福祉の推進

第1節 地域福祉計画

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

資料4 成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第五章 地方公共団体の講ずる措置

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

資料5 再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（地方再犯防止推進計画）

- 第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

資料6 江別市地域福祉計画（案）に関する市民意見

第5期江別市地域福祉計画（案）について、市民意見の募集（パブリックコメント）を令和6年12月9日から令和7年1月9日まで実施したところ、4名の方から8件のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見と、それに対する江別市の考え方は以下のとおりです。

（1）意見の募集結果

募集期間	令和6年12月9日（月）から令和7年1月9日（木）
提出者数	4名
提出件数	8件

（2）意見に対する考え方の区分

区分	意見の反映状況	件数
A	意見を受けて案に反映したもの	—
B	案に意見の趣旨が既に盛り込まれているものと考えられるもの	5
C	案に反映していないが、計画の展開にあたって参考等とするもの	—
D	案に取り入れなかったもの	—
E	その他の意見	3
合 計		8

(3) 意見及び江別市の考え方

*寄せられたご意見については、個人を特定できる箇所を除き、可能な限り原文のとおり掲載しています。

連番	意見の内容	市の考え方	区分
1	波のように押し寄せる感染症の流行で、お年寄りや障がい者の方が引きこもりがちになりやすい傾向はあると思います。地域福祉としてなすべきことは、そうした方々に対しての見守りです。干渉しない程度に健常者が福祉と関わる機会を設けるべきだと思います。	本計画（案）の基本目標2、基本施策5－①地域における連携体制づくりに記載のとおり、自治会や民生委員・児童委員、事業者や行政などが互いに連携するとともに、地域の住民が見守りなどの地域福祉に参画できるような仕組みづくりに努めます。 また、基本施策6－①担い手の掘り起こしの推進に記載のとおり、住民参加による地域福祉の担い手を掘り起こすため、継続的な意識啓発等に努めます。	B
2	【基本施策7】 地域のつながりが希薄になり、孤立化傾向がアンケートからも読み取れる。住まいの近いところにサロンや集える場所があるといいと思う。「通いの場」が179団体とのこと。増加と、情報の周知に工夫が必要ではないか。	本計画（案）の基本目標3、基本施策7－①地域のサロンや集いの場づくりに記載のとおり、身近な地域で交流できる居場所の充実は、支えあいなどの関係づくりにつながるものであるため、地域の社会資源を活用して、多様な居場所づくりに努めます。	B
3	【基本施策8】 認知症や障がいを抱えた人に対する啓発活動として、学校での福祉体験学習を定着させてほしい。高齢化社会は急激に進んでおり、一人でも多くの子が、身近な応援団となれば心強いです。	本計画（案）の基本目標3、基本施策7－②若年期からの福祉体験の促進に記載のとおり、小中高生を含めた若年層への啓発や体験活動などを通じて、意識の醸成に努めます。	B

連番	意見の内容	市の考え方	区分
4	<p>【基本施策3】</p> <p>自治会の見守り・支えあい活動のひとつに登下校時の見守りがあるが、協力者が減っている様子。子どもの安全のためにも、元気な高齢者に役割を担ってもらってはどうか。アンケートでは、機会があれば6割の人が参加意向を示している。「子ども110番の家」の登録も増えてほしい。</p>	<p>本計画（案）の基本目標2、基本施策3－①自治会による地域福祉活動の推進及び基本施策6－①担い手の掘り起こしの推進に記載のとおり、地域活動に積極的に取り組む自治会活動の活性化を支援するとともに住民参加による地域福祉を継続していくため、担い手の掘り起こしための環境づくりを進めていきます。</p>	B
5	<p>施設や行政だけではなく、自治会や町内の交流を盛んにする。</p> <p>例えば、自治会の活動をアンケートなどで募集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読書会、映画会、神社祭、注連縄づくり、かるた大会、カラオケ大会など ・地域の公園でのバーベキュー、雪だるまづくり、落ち葉での焼き芋など、公園の活用を行う。 	<p>自治会の加入率が低下するなど、地域のつながりが弱くなっていることは、地域福祉に限らず、市政全体にとって大きな課題であると認識しております。</p>	E
6	<p>「第3章 計画の基本的な考え方」の前文において、江別市の最高規範である「自治基本条例」の基本理念である自治と協働を基本的な考え方として加える必要がある。第7次総合計画は、この自治基本条例に基づくものであり、自治基本条例の基本理念から説き起こされるべきである。</p>	<p>自治基本条例及び上位計画にあたる「えべつ未来づくりビジョン（第7次江別市総合計画）」を踏まえ、第5期地域福祉計画の基本理念を「みんなでつくる 支えあいのまち」としております。</p> <p>自治と協働については基本的な考え方として含んでおり、この理念をもとに各基本目標・基本施策を開しております。</p>	B

連番	意見の内容	市の考え方	区分
7	<p>「基本施策6 担い手の人材育成」では、ボランティアだけでなく、4大学が立地する江別市のメリットを生かす教育の場での人材育成促進と江別市での就職を促すとともに、福祉事業等で働く人の研修機会の拡充を図ることが必要である。また、市内で福祉事業等で働くことを希望する4大学の学生に奨学金を支給する制度を考えてみてはいかがか。</p>	<p>本計画（案）の基本目標3、基本施策7－③大学との連携促進に記載のとおり、市内の4つの大学には大学の知的資源を生かした地域課題の解決やボランティア等も含む学生の地域活動などによる大学と地域の連携が期待されます。</p> <p>一方、各大学はそれぞれの特色を生かした教育により、さまざまな分野の人材を育成していることから、福祉分野に特化した人材育成を求めるることは考えておりません。</p>	E
8	<p>この計画を審議するなど福祉行政に意見を言う江別市社会福祉審議会の構成が事業を提供する側が多数で、学識経験者も半数が事業者代表といえ、福祉の受け手である市民が26人中3人しかおらず、福祉の受け手当事者でないことから適切な当事者意見が反映されるものになっていないといえる。</p> <p>市民公募者を増やすとともに、高齢者、青少年、障がい者、子育て世代など福祉の受け手である当事者をジャンル別に抽選で選ぶなどによって当事者の生の声を聴き、施策に反映されるよう充実を図る必要がある。</p> <p>なお、市民アンケートだけでは具体的・現実的な実情が伝わらず理解されないのが現状であるといえる。</p> <p>また、男女比の調整は市が直接指名する学識者、事業者で可能である。</p>	<p>パブリックコメントは、計画（案）の内容に対する意見を募集するものですので、今回のご意見は、今後の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、社会福祉審議会の委員につきましては、市民公募委員のほか、学識経験者、当事者団体や支援機関などの福祉に関わる団体から推薦された方で構成されており、江別市の福祉に関してさまざまな立場から審議する会となっています。</p> <p>委員は市が直接指名するのではなく、各団体からの推薦に基づいており、市で男女比について調整することはできません。なお、令和6年の委員の改選時には市民公募委員については抽選で決定しております。</p> <p>また、本計画の策定にあたっては、自治基本条例に基づき、市民アンケートのほか、社会福祉審議会内の地域福祉策定部会の審議や、パブリックコメントといった複数の手法で市民意見を反映させています。</p>	E

資料7 用語解説

あ 行

※1 NPO（エヌピーオー）

NPOは NonProfit Organization の略語であり、さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、さまざまな社会貢献活動に充てることになります。

か 行

※2 居宅介護支援事業所（きょたくかいごしえんじぎょうしょ）

要介護認定などの各種申請や、介護サービスを利用する際に窓口となる事業所であり、居宅において、安心・安全に生活ができるよう、介護を必要とする方に合った介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、適切なサービスが受けられるように介護サービス事業者との連絡調整などを行います。

※3 くらしサポートセンターえべつ

生活保護受給に至る前の生活困窮者の生活の困りごとなどの相談を受け、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、相談者に寄り添いながら自立に向けた支援を行う相談窓口です。

※4 傾聴（けいちょう）

聴き手が相手の話を聞くときに、相手の立場になってさまざまな思いや願い、不安などを共感して聴き、相手の話の内容を受容し、否定することなく、なぜそのようなことを考えるようになったのか関心を持って聞くことです。また、聞く側も自分の気持ちを大切にし、もし相手の話の内容にわからないところがあれば、そのままにせず聴きなおして内容を確かめ、相手に対しても自分に対しても真摯な態度で聞くことです。

※5 高齢化率（こうれいかりつ）

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のことをいいます。

※6 国勢調査（こくせいちょうさ）

国勢調査は、日本に住んでいる全ての人及び世帯を対象とする国の最も重要な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするために、5年ごとに行われています。国勢調査の結果は、選挙区の画定、議員定数の基準、地方交付税交付金の算定の根拠となるなど、民主主義の基盤を成す統計を提供しています。

※7 子育て支援センター（こそだてしえんセンター）

保育士などの専門の職員を配置し、子育て家庭の育児不安などに対する助言、子育てに関する情報提供、子育て講座の開催、子育て支援活動グループとの連携などにより、地域全体で子育てを支援することを目的とした施設です。

※8 子ども発達支援センター（こどもはったつしえんセンター）

運動やことば、コミュニケーションなどの発達が気になる子どもや家族の相談を受け、必要な支援を行うための施設です。

さ 行

※9 自治会（じちかい）

一定の地域に住む住民が、親睦と交流を通じて住民同士のつながりやきずなを深め、地域におけるさまざまな問題を協力して解決し、住み良い豊かなまちづくりをするため、自主的に活動している住民の自治組織です。

※10 社会福祉協議会（しゃかいふくしきょうぎかい）

社会福祉法に基づき設置された地域福祉の推進を目的とした民間の組織で、市民やボランティア、社会福祉関係者などの参加と協力を得て、地域の人々が安心して暮らすことができる福祉のまちづくりのため、各種の福祉サービスやボランティア活動推進など、さまざまな福祉活動を行っています。

※11 障がい者支援センター（しょうがいしゃしえんセンター）

障がいのある方やその家族が日常生活を営む上での悩みを相談することで、不安を解消し、自立した社会生活を営むため、専任相談員による相談支援を行ったり、適切な支援機関につなげる相談窓口です。

※12 障害者就労相談支援事業（しょうがいしゃしゅうろうそうだんしえんじぎょう）

就労や障がい福祉サービスの利用などを含む就労全般に係る相談を受ける相談支援員、及び相談者・家族・事業者などへの就労継続のアドバイスや職業巡回を行う定着支援員を配置し、障がいのある方やその家族並びに企業から就労全般に係る相談を総合的に受け、障がいのある方の社会的自立に向けた就労支援を行う事業です。

※13 障害者相談支援事業（しょうがいしゃそうだんしえんじぎょう）

専任相談員が、障がいのある方やその家族からの相談を総合的に受け、日常生活を営む上での困りごとや不安を解消し、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう相談支援を行ったり、適切な支援機関につなげる事業です。

※14 自立生活支援専門員（じりつせいかつしょんせんもんいん）

地域の社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業（高齢や障がいにより、日常生活上の判断に不安がある方を対象に、住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、福祉サービス利用手続や日常生活費管理を支援する事業）において、利用希望者・家族、民生委員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、地域包括支援センターなどからの相談を受け付けて生活支援計画を策定したり、契約を締結するなどの業務を行うほか、実際に具体的な支援を行う「生活支援員」に助言・指導を行う人です。

※15 生活困窮者自立相談支援事業（せいいかつこんきゅうしゃじりつそうだんしょんじぎょう）

生活保護受給に至る前の生活困窮者の生活の困りごとなどの相談を受け、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、相談者の自立に向けた支援を行う事業です。

※16 生活支援員（せいかつしょんいん）

日常生活自立支援事業の契約締結後、生活支援計画に基づき定期的な支援を行う人です。生活支援員は、毎回の支援が終わった後、支援内容や利用者の様子、利用者から受けた相談などについて記録し、自立生活支援専門員などの職員に報告します。

※17 生活保護受給者（せいいかつほごじゅきゅうしゃ）

生活保護制度（資産や能力、他法他施策などを活用してもなお生活に困窮する場合に、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する制度）の対象となり保護費を受給する人のことをいいます。

※18 精神障害者相談員設置事業（せいしんじょうがいしゃそうだんいんせっちじぎょう）

専任相談員が、精神障がいのある方やその家族からの相談を総合的に受け、障がいのある方の社会的自立に向けた支援、家族などの不安解消・負担軽減に向けた助言、日常的な困りごと、就労・教育、安全対策などさまざまなことに関する助言、障がい特性などに配慮した情報提供などを行う事業です。

※19 成年後見制度（せいねんこうけんせいど）

認知症の方、知的障がいや精神障がいのある方など、判断能力の不十分な方が財産管理（預貯金の管理、遺産分割など財産に関する事）や身上保護（介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設の入退所などの生活に関する事）について、契約などの法律行為を行うときに、本人の意思をできる限り尊重しながら支援する制度で、各人の判断能力の差や必要性に応じて後見人などが選任され対応します。

た 行

※20 ダブルケア

晩婚化・晩産化などを背景に、育児期にある方（世帯）が、親の介護も同時に担うことです。

※21 地域包括ケアシステム（ちいきほううかつケアシステム）

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービスが提供される体制のことです。「介護」、「医療」、「予防」という専門的なサービスと、その前提としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」が相互に関係し連携しながら在宅の生活を支えています。

※22 地域包括支援センター（ちいきほううかつしえんセンター）

地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市町村が設置しています。

な 行

※23 認知症（にんちしよう）

後天的かつ器質的な原因により、正常に発達した脳機能が低下し、日常生活・社会生活を営むことに支障が生じている状態のことをいいます。認知症にはさまざまな種類があり、記憶障がい、理解・判断力の低下などの中核症状と、その人の置かれている環境、人間関係や性格などによって起こる暴言・暴力、興奮、抑うつ、幻覚、妄想、徘徊などの行動・心理症状（B P S D）があります。

※24 年少人口率（ねんしょうじんこうりつ）

人口統計で、15歳未満の年少人口が総人口に占める割合のことをいいます。

は 行

※25 8050問題（はちまるごうまるもんだい）

従来から、ひきこもりの長期高年齢化は、親の高齢化につれて深刻な困窮に陥る可能性が指摘され、親が80代、子が50代を迎えたまま孤立し、生きることに行き詰るなどして、これまで見えづらかった地域課題のことです。背景に、家族や本人の病気、親の介護、離職（リストラ）、経済的困窮、人間関係の孤立など、複合的課題を抱え、地域社会とのつながりが絶たれた社会的孤立の姿があります。

※26 パブリックコメント

市の重要な計画、方針などの要素を広く市民に公表して、市民から意見や情報を募集し、提出された意見などに対して、市の考え方を公表する手続きのことをいいます。

※27 バリアフリー

高齢者や障がいのある方が生活する上で、障壁（バリア）となるものを取り除くことです。

道路、建物、交通手段など物理的なものだけではなく、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なものも含めた全ての障壁をなくし、全ての方が自由に社会活動に参加できる社会を目指すという考え方です。

※28 避難行動要支援者避難支援制度（ひなんこうどうようしえんしゃひなんしえんせいど）

高齢者や障がいのある方など、災害時に自力での避難が困難な方（「避難行動要支援者」といいます。）が避難の必要なときに孤立することを防ぐために、地域の中でふだんからの声かけや見守り活動などの体制づくりを行う制度です。従前は、「災害時要援護者避難支援制度」でしたが、法律の改正により、災害発生時においては市が把握している全ての対象者情報について、本人の同意なしでも、避難支援する関係者に対して情報提供ができるようになりました。

※29 保健センター（ほけんセンター）

市民の健康の保持及び増進を図るための施設で、地域における母子保健・成人保健の拠点です。保健所とは異なり、市町村レベルでの健康づくりの場となります。

ま 行

※30 民生委員・児童委員（みんせいいいん・じどういいん）

民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。給与の支給はなく、ボランティアとして活動しています。社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されています。民生委員は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき児童委員を兼ねることとされています。

※31 モニタリング

ケアプラン（サービス計画）に照らして状況把握を行い、利用者などに対して必要な支援サービス、いわゆるケアマネジメントが提供されているかどうか、状況の変化に応じた利用者のニーズが新たに発生していないかを調査・検討し、ケアプランなどの見直しを行うことです。

や 行

※32 ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のことです。

※33 ユニバーサルデザイン

障がいの有無、性別、年齢、人種などに関わらず、多様な方が利用しやすい環境や商品などの設計のことです。

わ 行

※34 ワークキャンプ

市内在住・在学の高校生を対象に、市内社会福祉施設などの協力による介護体験や利用者との交流を通して、生きる尊さや支えあう心の大切さを学ぶことを目的に実施している事業です。

(50 音順)

第5期 江別市地域福祉計画

令和7（2025）年3月

発行 江別市

編集 江別市健康福祉部管理課

住所 〒067-8674 江別市高砂町6番地

管理課 電話 011-381-1090

FAX 011-381-1070

ホームページ <https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/>